

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 の平成 17 年度の業務実績の評価結果

平成 18 年 8 月 17 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成17年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）は、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターの業務並びに財団法人医療機器センターで行われていた医療機器の同一性調査業務を統合し、平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の総合機構の業務実績の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の第2年度（平成17年4月～18年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成16年度までの業務実績の評価において示した課題等を踏まえ、評価を実施した。

なお、総合機構は、発足当初の平成16年度において、研究開発振興業務も所管していたが、規制部門と振興部門を分離し、総合機構を審査・安全対策及び健康被害救済の業務に専念させるため、平成17年4月より、研究開発振興業務は独立行政法人医薬基盤研究所に移管されている。

(2) 平成17年度業務実績全般の評価

総合機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行うことを通じて、国民保健の向上に貢献することを目的としており、これらの事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

平成17年度においては、平成16年度に3つの組織の統合により整備した体制を更に発展させ、「総合機構改革本部」を設置し、今後の総合機構全体の改革の方向等について検討するなど、目標管理制度に基づく事業の遂行、理事長のトップマネジメントによる組織体制の確立のための取組が進められた。さらに、学識経験者等による審議機関である「運営評議会」等を定期的に開催するなど、効率的かつ機動的な業務運営や、業務の公正性、透明性の確保等のための新たな取組が着実に進展し、有効に機能しており、計画に照らし十分な成果を上げている。

課題となっていた人員不足については、専門性の高い有能な人材の確保が進み、中期計画で予定されている常勤職員数の確保に目途がついたことで、計画に照らし十分な成果を上げつつあるといえるものの、未だ当該予定数の全てを充足していない。引き続き、積極的な公募による人材の確保に努めるとともに、職員の資質や能力の向上を図るため、業務等の目標に応じた系統的な研修を実施し、人員体制のより一層の充

実・強化がなされていくことを期待する。

また、業務運営の効率化に伴う一般管理費及び事業費の経費節減等については、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成17年度予算から欠員分の人工費を除いた額と比較して、平成16年度に引き続き、計画を上回る実績を上げている。しかしながら、審査等勘定において、予算と決算との間に大きな差異が生じており、今後は、総合機構の設立前の申請品目の処理（いわゆる滞貨処理）の進展等により改善されることを期待する。

個別の各業務のうち、副作用救済給付業務については、標準的事務処理期間（8ヶ月）の達成率が若干低下しているものの、総合機構の人員の増強と組織の見直し、厚生労働省の判定部会の2部会制への移行等により、救済給付の処理件数が大幅に増加しており、評価できる。引き続き、中期計画の達成に向け、一層の努力を期待する。

審査等業務については、より有効でより安全な医薬品及び医療機器をより早く国民に提供するという目標の達成に向け、審査及び治験相談の体制に関し、質を確保した上で更なる迅速化が必要である。3つの組織に分散されていた審査等業務を総合機構に統合したことにより、治験相談から承認審査までの各ステップを同一の審査チーム・同一のスタッフが実施する体制が構築されるなど、審査の迅速化に向けた体制の整備が着実に進展しつつあり、高く評価できる。承認審査の期間についても、行政側が審査に要する期間をみると、欧米と比べて概ね遜色がなくなってきたているが、総審査期間では改善の余地がある。治験相談については、総合的にみて重要度の高いものから治験相談を行う暫定的な方式の導入や審査チームの増設等により、処理期間に関し、中期計画を踏まえて総合機構が定めた平成17年度計画の目標値を概ね達成している。今後は、国際共同治験等の国際的な動向も視野に入れつつ、全ての治験相談の需要に対して対応できるよう、審査体制の量及び質の両面において、更なる充実を図るための体制の整備を期待する。

安全対策業務については、審査と併せ「車の両輪」としてリスクマネジメントの機能を発揮するよう、その充実が求められている。このため、医薬品等の安全対策に有効な新手法として、統計解析手法の1つであるデータマイニング手法の導入に向けた調査・検討の推進がなされており、「予測予防型」の取組の充実に向けた新事業が着実に展開されている。また、医薬品等の安全性情報の提供についても、「医薬品医療機器情報配信サービス」の開始、「患者向医薬品ガイド」のホームページへの掲載など、そのサービスの向上に取り組んでいると認められる。引き続き、その着実な進展が求められる。

これらを踏まえると、中期目標の第2年度に当たる平成17年度の業務実績については、全体としては総合機構の設立目的に資するものであり、平成16年度の業務実績の評価において課題となっていた副作用救済給付業務及び治験相談業務についても状況の改善がみられるなど、一定の評価をすることができる。今後とも、審査、安全

対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 各事業の共通事項に関する評価

① 効率的かつ機動的な業務運営

i) 目標管理による業務運営・トップマネジメント

理事長の判断を迅速に業務運営に反映するため、「幹部会」、「審査等業務進行管理委員会」の定期的な開催、今後の総合機構全体の改革の方向等について検討する「総合機構改革本部」の設置、業務計画表による進捗状況や実施上の課題のチェックなど、目標管理による業務運営、トップマネジメント体制の確立のための取組が進められ、有効に機能しており、計画に照らして十分な成果を上げている。

ii) 審議機関の設置等による透明性の確保

総合機構の全体の業務について審議するため、学識経験者等を構成員として設置された運営評議会及びその下の2つの業務委員会については、平成16年度が計6回の開催であったのに対し、平成17年度において計8回と前年度を上回る開催回数であり、有効に機能している。各会議は全て公開され、その議事録及び資料が総合機構のホームページで積極的に公表されている。また、グループ制の構築、業務マニュアルの整備の進行、データベース化の推進が図られている。以上のように、業務の公正性、透明性の確保等のための取組が引き続き進められたことは、高く評価できる。併せて、承認審査等の社会的関心が高い問題に対する総合機構の考え方や改善策などの取組を一層積極的に開示していくことを希望する。

② 業務運営の効率化に伴う経費節減等

i) 各種経費節減等

常勤職員の人事費の抑制や業務の効率化等により、一般管理費及び事業費の節減に努め、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成17年度予算から欠員分の人事費を除いた額と比較して、一般管理費にあっては3.4%、事業費にあっては9.4%の節減を行い、計画を上回る効率的な予算執行を達成し、着実に進展している。今後は、引き続き、一般競争入札の更なる導入の促進等により、経費節減につなげていくことを期待する。

また、審査等勘定において、総合機構の設立前の申請品目の処理（いわゆる滞貨処理）に時間を要し、総合機構に収納された審査手数料が手数料収入として計

上されるに至っていないこと等により、予算と決算との間に大きな差異が生じているが、今後は、実績を踏まえた予算の策定や、いわゆる滞貨処理の進展等により改善されることを期待する。

ii) 抱出金の徴収及び管理

平成17年度において、副作用抱出金の収納率は99.6%、感染抱出金の収納率は100%となっており、引き続き、中期計画における目標値を達成している。また、安全対策等抱出金の収納率は、中期計画において、中期目標期間終了時（平成20年度）までに他の抱出金と同様の収納率を目指すこととされているが、平成17年度において98.1%となっており、平成16年度より4.7%増加している。以上のように、抱出金の徴収及び管理については、着実に進展しており、計画に照らし十分な成果を上げている。

③ 国民に対するサービスの向上

一般相談窓口の体制の強化、業務内容及びその成果についてのホームページでの幅広い公表、監査体制の充実・整備、承認申請企業からの審査の進捗状況等に関する問合せや不服等の申立てに対応する仕組みの整備等に加え、「医薬品医療機器国民フォーラム」を開催し、総合機構の業務の国民への周知・対話のための取組が行われており、計画に照らし十分な成果を上げている。引き続き、より一層の周知により、国民に対する更なるサービスの向上が図られることを期待する。

（2）各業務ごとの評価

① 健康被害救済給付業務

副作用救済給付業務については、ホームページのアクセス件数、相談件数とともに、中期計画における目標値を踏まえて総合機構が平成17年度計画で定めた目標値を下回っている。しかしながら、これとは別に、インターネットによる広報を3か月間実施した結果、広報専用ページに約4万件のアクセス件数があり、制度の周知に寄与するとともに、相談窓口へのフリーダイヤルの導入等により、相談しやすい体制を整備している。以上のように、救済制度の普及については、全般として高く評価できる。引き続き、ホームページの掲載内容や相談体制の更なる充実が図られることを期待する。

また、救済給付の決定件数（処理件数）は、総合機構の人員の増強と組織の見直し、厚生労働省の判定部会の2部会制への移行等、体制の整備・強化が図られたことにより、平成16年度が633件であったのに対し、平成17年度において1,035件へと飛躍的に増加しており、評価できる。一方で、救済給付の標準的事務処理期間の達成率は、未処理案件の処理を優先して精力的に進めたことにより低下してい

るが、未処理案件の処理の進行とともに上昇に転ずるものと考えられることから、引き続き、中期計画における目標値の達成に向けて努力することを期待する。

医薬品による被害実態調査については、平成16年度に設置された「医薬品による被害実態調査検討会」での検討結果をもとに、アンケート調査を行い、被害実態の把握、分析、調査結果を公表したことは、高く評価できる。今後は、この調査結果を活用し、新たな保健福祉事業が具体的に展開されることを期待する。

スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び受託給付業務については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき適切に事業が実施されており、計画に照らし十分な成果を上げている。今後とも、引き続き、当該業務が適切に実施されることを期待する。

② 審査等業務

医薬品及び医療機器の審査については、総合機構の設立前において3つに分散していた審査関係機関を統合したことにより、治験相談から承認審査までの各ステップを同一の審査チーム・同一のスタッフが実施する体制が構築され、かつ、審査要員の増強や審査の進行管理の取組が進められた。以上のように、総合機構の設立前（統合前）よりも審査の整合性と効率性が図られ、審査の迅速化に向けた体制の整備が着実に進展しつつあり、高く評価できる。

新医薬品の承認件数は、総合機構の設立前（統合前）の平成15年度が51件、設立以後（統合以後）の平成16年度が49件であったのに対し、平成17年度において60件と増加しており、審査の迅速化に向けた体制の整備が進みつつある。

一方、新医薬品の審査事務処理期間（総合機構及び厚生労働省における審査期間）の中央値は、総合機構の設立前（統合前）の平成15年度が11.3月、設立以後（統合以後）の平成16年度が8.6月であったのに対し、平成17年度において12.0月と長くなっているが、これは、総合機構の設立前の申請品目の処理を優先して進めたことによるものである。

さらに、新医薬品の審査事務処理期間（12ヶ月）の達成率は、中期計画において、中期目標期間中を通じて70%、中期目標期間終了時に80%を確保することが目標値として掲げられているが、平成17年度において83%となっており、計画を上回っている。しかしながら、参考までに、総合機構の設立前の申請品目を含めると、達成率は50%であった。よって、総合機構の設立前の申請品目を早急に処理し、引き続き、中期計画における目標値を達成することができるよう、更なる審査の迅速化に向けた体制の充実強化が求められる。

新医療機器の承認件数は、総合機構の設立前（統合前）の平成15年度が13件、設立以後（統合以後）の平成16年度が8件であったのに対し、平成17年度において11件となった。

一方、新医療機器の審査事務処理期間の中央値については、総合機構の設立前（統合前）の平成15年度が8.9月、設立以後（統合以後）の平成16年度が12.7月であったのに対し、平成17年度において7.7月と大幅に短縮している。

さらに、新医療機器の審査事務処理期間（12ヶ月）の達成率は、平成17年度において100%であり、中期計画における目標値を上回るとともに、総合機構の設立前の申請品目を含めても、達成率は82%に達している。よって、審査の迅速化に向けて、進展を見せていく。

治験相談については、平成17年度から、総合的にみて重要度の高いものから治験相談を行う暫定的な方式を導入するとともに、チーム審査による承認審査との一貫体制の構築の中で、審査チームを2組増設して体制の強化を図った。これにより、総合機構における平成17年度の目標であった220件を上回る232件について対応を行い、よりよい医薬品をより早く国民に届けるという目標の達成に向けて進展があった。以上のように、治験相談については、中期計画を踏まえて総合機構が定めた平成17年度計画の目標値を概ね達成している。今後は、全ての治験相談の需要に応えることができるよう、人員・組織の拡充やチーム審査の充実強化並びに審査の効率化につながる情報の基盤の確立及び共有を積極的に図ることが必要である。

審査等業務については、その迅速化だけではなく、質の向上も総合機構が取り組むべき重要な課題である。専門性の高い人材を確保し、継続的な研修等による職業倫理を含めた資質の向上を図るとともに、多数の外部専門家の活用や、アジア諸国を含む海外規制当局との連携の強化を積極的に行うことなどにより、計画に照らし十分な成果を上げている。今後とも、一層の積極的な取組を期待する。

一方、治験については、その質的向上を図るための様々な情報提供、治験推進地域ネットワーク事業の実施等、計画を上回る取組がなされているが、今後は、国際共同治験等を視野に入れた更なる取組を行うことを期待する。

さらに、審査等業務及び安全対策業務の透明化の推進については、医薬品医療機器情報提供システム（ホームページ）に6件の新規コンテンツを設けるなど、掲載内容の充実等に努めており、同ホームページへのアクセス回数は、平成16年度が約2.3億回であったのに対し、平成17年度において約2.9億回に達し、24%増加しているなど、計画に照らし十分な進捗が得られている。

③ 安全対策業務

安全対策業務については、副作用等の情報の収集を進めるため、拠点医療機関ネットワークの構築の一環として、抗がん剤併用療法（22療法）に関する実態把握調査を開始している。また、新たな調査として、厚生労働省と協力しつつ、小児薬物療法に関する拠点医療機関ネットワーク試行調査の実施に向けた準備を開始して

いる。一方、予測予防型の新しい安全対策として期待が大きいデータマイニング手法についても、海外で導入されているシグナル検出手法の調査を行い、その有用性の検討を進めており、導入に向けた取組は順調に進んでいる。さらに、医薬品の副作用・感染症等情報の電送化率は、中期計画における目標値を上回っている状況にある。

企業、医療関係者への安全性情報の提供については、平成17年度において、平成16年度以降に企業から報告された全ての副作用情報をラインリストとして公表を開始するとともに、医療用医薬品に加え医療機器の添付文書のホームページへの掲載の開始、安全性情報をメールで提供する「医薬品医療機器情報配信サービス」の開始等、新たに様々な情報提供サービスの取組を行っており、計画に照らし十分な進捗が得られている。

患者、一般消費者への安全性情報の提供については、従来からの消費者くすり相談に加え、新たに消費者医療機器相談や「患者向医薬品ガイド」のホームページへの掲載の開始等、計画に照らし十分な進捗が得られている。

国民が安心して医薬品や医療機器を使用できるようにするために、審査等業務とともに、安全対策業務の一層の推進が必要不可欠であり、今後とも厚生労働省と連携し、その着実な進展を期待している。

機合器總經理

中 期 目 標		平 成 1 7 年 度 計 画		平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 繖	
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号以下「通則法」という。）第2項第1号の中間目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。	第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国に對して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国に對して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務運営体制を確立するといふことで、外部評価などによる確認を行い、業務運営の改善を図ること。 （2）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務の運営状況を把握し、必要な指示を行ふため、幹部会等において業務の進捗状況の報告、問題点等の議論を行う。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 （2）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第2号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 （2）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第2号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号以下「通則法」という。）第2項第1号の中間目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。	第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国に對して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国に對して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 （2）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第2号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 （2）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第2号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 （2）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第2号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号以下「通則法」という。）第2項第1号の中間目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。	第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国に對して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国に對して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 （2）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第2号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 （2）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第2号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 （2）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の改善に対する目標を達成するためには、同項第2号の業務運営の効率化に関する目標を達成するための具体的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。

中 期 目 標	平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 績
中 期 計 画	平 成 1 7 年 度 計 画
	<p>② 審査業務、安全対策業務、教養業務といつた機構全体の改革の方向等について検討し、「改正薬事法施行等を定めることを目標として、17年10月に「改正薬事法等対策本部」を設置し、審査委員会を本部長とする「医薬品医療機器総合機構改革本部」を設置し、検討を行なった。(17年度5回開催)。</p> <p>③ 総合改革本部の下に、治験問題検討委員会を置き、厚生労働省における「治験のあり方に関する検討会」での議論の寄せなど、申請された治験データを審査する立場で、機構などと方針等について、申請された治験データを洗い出しました。(17年度4回開催)。</p> <p>④ 16年度に引き続き、審査及び治験相談業務等の進捗状況を把握し、その方に応じて改善を図るために、審査等業務を行うため、(17年度14回開催)。</p> <p>⑤ 機構内における情報システムの管理体制をより強化するために、機構内における情報システムの構成員長とする「情報システム管理等対策本部」を設置し、機構内におけるCIO及びCIO補佐の設置並びに業務・システム最適化計画について検討を行なった。CIOは理事事務長、CIO補佐は理事事務長及び業務・システム最適化計画等対策本部に実施することとした。(17年度3回開催)。</p> <p>○ 3つの組織を統合した機構が、戦略的企画立案機能を強化し、業務の調整などが円滑に行なうため、機構発足時(16年4月)に業務全般の企画立案室、目標管理室を所掌する企画調整部を設置し、17年度の組織見直しにより、機構の業務を組織的企画・立案、目標管理、情報システムの総括管理を所掌する業務調整課を設けて体制を強化(2課→3課)した。</p> <p>○ 監査室を専任化するとともに、併任職員を増員(2名→3名)し、体制を強化した。</p> <p>① 17年12月に、リスク管理委員会を開催し、リスク管理体制をもとに、リスク管理規程を策定した。</p> <p>② 上記規程等については、グループワークエアに掲載し、新任者は研修においては、職員へ説明して周知するなどして、17年7月には、服務規律の體要等をまとめた「服務ハンドブック」に「行動基準」及び「リスク管理制度マニュアル」を掲載し、全職員に配布した。</p> <p>③ 火災、地震等の災害リスクに対応するため、「消防計画」について、グループワークエアに掲載し、役職員への周知を図った。</p> <p>④ 同月及び11月の新任者研修においても周知した。</p> <p>① 情報の管理・保護の徹底を図るため、総括保護管理者(総合調査部長及び監査室長)及び保護担当者(各部監理課課長)並びに監査部責任者(監事)を4月から個人情報管理規程に定め、機構内の体制を整備した。</p> <p>② 個人情報に關する顯示請求に対する処理手順書、「保有個人情報の開示請求等に関する標準業務手引き」及び「個人情報の開示請求等の事務処理手引き」と「個人情報の開示請求等に係る審査基準」といったマニュアルを作成した。</p>
	<p>業務全般の企画立案室、目標管理室等が円滑に図られるよう企画調整部の体制を整備する。</p> <p>業務運営の効率化、不正、誤謬の発生を防止するため、監査室の体制を強化する。</p> <p>・リスク管理方針に基づき、リスクに対するリスク予防措置を実施し、リスク管理区分ごとのリスク発生時の対応等について機構役職員に周知徹底を図る。</p> <p>・リスク管理、法令遵守等のため、内部通報制度の円滑な運用を図る。</p> <p>・個人情報保護法の施行を踏まえ、情報の管理・保護の徹底を図る。</p>

中 期 目 標		平 成 1 7 年 度 計 画	平 成 1 7 年 度 計 画	平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 績
(1) 効率的かつ機動的な業務運営 ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立する とともに、業務管理のあり方及び業務の実施方法について、外部評価などによる確認を行って業務運営の改善を図ること。	・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として、業務運営会議を開催し、業務内容や運営体制への提言や改善策を求めるこことで、業務の公正性、透明性を確保する。	・運営評議会は、機構全体の業務について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表より構成する「運営評議会」及びその下に業務を実施するための専門的項目を審査するため、「審査・安全業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を開催した。	① 機構全体の業務について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表より構成する「運営評議会」及びその下に業務を実施するための専門的項目を審査するため、「審査・安全業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を開催した。	(開催状況) ・運営評議会 17年6月22日(16年度業務報告、17年度重点事項、16年度決算報告等) 17年10月7日(16年度上期業務実績評価結果、17年度上期事業実施状況、17年末までに実現する重点事項等) 18年3月6日(18年度計画(案)、18年度予算(案)等) ・審査・安全業務委員会 17年5月31日(16年度業務報告、17年度計画等) 17年12月8日(17年度上期業務実績、今後の取組等)
(2) 運営評議会及び各業務委員会の議事録、資料等をホームページ上に公表した。	・幅広い分野からの意見交換を実現するため、教務委員会の専門委員2名を公募により選出している。	○ 強力的な対応が特に必要とされる審査部門において、グループ審査及び各業務委員会が各審査役を置き、審査役が各審査部門に業務管理や業務の実施方法について報告を行い、その意見を踏まえ、教務委員会は業務の処理の迅速化、審査の体制の充実・透明化、安全対策の充実など業務運営の改善に反映させた。	④ 運営評議会及び各業務委員会に業務管理や業務の実施方法について報告を行い、その意見を踏まえ、教務委員会は業務の処理の迅速化、審査の体制の充実・透明化、安全対策の充実など業務運営の改善に反映させた。	① 審査及び安全対策における専門協議等の場において、グループ審査及び各業務委員会が各審査役を置き、審査役が各審査部門に業務管理や業務の実施方法について報告を行い、その意見を踏まえ、教務委員会は業務の処理の迅速化、審査の体制の充実・透明化、安全対策の充実など業務運営の改善に反映させた。
(3) 各業務について、引き継ぎ、必要な外部専門家の選定・委嘱を行って、有効活用する。	・弹性的な対応が特に必要となる部署においては、課制をとらず、引き継ぎ、グループ制を活用する等、効率的な業務体制を実施する。	○ 各業務について、引き継ぎ、必要な外部専門家の選定・委嘱を行って、有効活用する。	② 厚生労働省の判定部会2部会制移行(17年10月実施)に伴い、機構においても、判定申出前調査業務を支援するため、17年度から各分野の専門家に対し、当機構専門委員としての委嘱手続きを行った。(18年3月31日現在での委嘱者数は、44名)	① 審査及び安全対策における専門協議等の場において、グループ審査及び各業務委員会が各審査役を置き、審査役が各審査部門に業務管理や業務の実施方法について報告を行い、その意見を踏まえ、教務委員会は業務の処理の迅速化、審査の体制の充実・透明化、安全対策の充実など業務運営の改善に反映させた。
(4) 各業務について、引き継ぎ、必要な外部専門家の選定・委嘱を行って、有効活用する。	・状況に応じた彈力的な人事配置と外部専門家などの有効活用による効率的な業務運営体制を構築する。	○ 各業務について、引き継ぎ、必要な外部専門家の選定・委嘱を行って、有効活用する。	② 厚生労働省の判定部会2部会制移行(17年10月実施)に伴い、機構においても、判定申出前調査業務を支援するため、17年度から各分野の専門家に対し、当機構専門委員としての委嘱手続きを行った。(18年3月31日現在での委嘱者数は、44名)	① 弁護士や税理士に顧問を委嘱したほか、システムの運用管理、リスク管理体制や人事評価制度の導入に民間支援会社を活用した。また、「業務・システム最適化計画」の策定についても、外部委託により実施することとした。
(5) 業務の遂行にあたり、必要となる法律・規制・システム等の専門的知識について、弁護士・税理士・システムコンサルタント等を活用し、常勤職員の数を極力抑える。	・業務の遂行にあたり、必要となる法律・規制・システム等の専門的知識について、弁護士・税理士・システムコンサルタント等を活用し、常勤職員の数を極力抑える。	○ 各業務について、引き継ぎ、必要な外部専門家の選定・委嘱を行って、有効活用する。	③ 厚生労働省の判定部会2部会制移行(17年10月実施)に伴い、機構においても、判定申出前調査業務を支援するため、17年度から各分野の専門家に対し、当機構専門委員としての委嘱手続きを行った。(18年3月31日現在での委嘱者数は、44名)	② 弁護士や税理士に顧問を委嘱したほか、システムの運用管理、リスク管理体制や人事評価制度の導入に民間支援会社を活用した。また、「業務・システム最適化計画」の策定についても、外部委託により実施することとした。

評価の観点	(理由及び特記事項)		
	自己評定	A	
評 定	A	評 定	A
<p>○幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関が設置され、公正性確保に役立られているか。</p> <p>○外部評価の仕組み、グループ制等が構築され、有効に機能しているか。</p> <p>○業務マニュアルが整備され、定型的作業は非常勤職員等が対応できるようになっているか。</p> <p>○各業務における文書情報の電子化・データベース化により、体系的な情報の整理・保管によるデータの有効活用が図られているか。</p>			
自己評定	<p>○ 機構全体の業務について、大所高所から審議するため、学識経験者による健康被害を受けた医療関係者の代表及び医薬品等による下に業務に役立っている。</p> <p>○ 医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表により構成する「運営評議会」及びその下に業務に関する専門的評議会(「牧渓業務委員会」)と、「審議機関は設置するために設置された「牧渓業務委員会」を透明性、公平性に意を配している。</p> <p>○ 中期計画を少し上回ったとの印象を受けた。</p> <p>○ 透明性、公平性に意を配している。</p> <p>○ 中期計画に懶ね合致している。</p> <p>○ 審議機関は設置済みで活動している。非常に勤職員の対応も含め、業務マニュアルは整備されている。情報システム全般についての最適化的検討はこれからである。</p> <p>○ 通常であれば、左記のような業務チェック体制についての記述で十分であるが、当機構の場合、左記のよるような業務チェック体制がマスコミ等でも指摘されているところから、それらの苦情に対し、どうアクションをとつて、どのような改善策を図り、その費用はどの程度か、今後はこれらの概要もあわせて示していただきたい。</p> <p>○ 税務への体制が未確立である。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構極的対応がなされている。 ○ 中期計画を少し上回ったとの印象を受けた。 ○ 透明性、公平性に意を配している。 ○ 中期計画に懶ね合致している。 ○ 審議機関は設置済みで活動している。非常に勤職員の対応も含め、業務マニュアルは整備されている。情報システム全般についての最適化的検討はこれからである。 ○ 通常であれば、左記のような業務チェック体制についての記述で十分であるが、当機構の場合、左記のよるような業務チェック体制がマスコミ等でも指摘されているところから、それらの苦情に対し、どうアクションをとつて、どのような改善策を図り、その費用はどの程度か、今後はこれらの概要もあわせて示していただきたい。 ○ 税務への体制が未確立である。 	<p>○ 業務に役立つため、医療評議会(「運営評議会」)及びその下に業務に役立つ医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表により構成する「運営評議会」(「牧渓業務委員会」)と、「審議機関は設置された「牧渓業務委員会」を透明性、公平性の実現に取り組んでいます。運営評議会(「運営評議会」)は、委員会においては上半期実績(17年4月～9月)等を審議いただき、透明性の実現に取り組んでいます。また、会議は全て公開とし、各会議の議事録、資料等をホームページ上に公表しております。</p> <p>○ 運営評議会、業務委員会による外評議会は、牧渓業務、審査・安全業務などの業務運営の改善につながり、有効に機能している。</p> <p>○ 審査部門においては、部長の下に審査役を置き、審査役が各審査チームの業務を統括するグループ制を導入しているが、17年度より審査チームの増員に対応するため、審査役代理を設け、効率的な業務態勢の維持に努めた。また、各審査チームの業務状況に対応できるよう部を超えて職能的に審査員を配置しており、グループ制は審査業務の効率的な運営に有効に機能している。</p> <p>○ 「リスク管理対応マニュアル」等により、各種リスクに対する迅速な対応が行える体制を明確化した。また、主要業務について、順次、標準SOPの作成により、各種申請、報告の受付等のうち、機械的な判断が可能なもの等、定型的業務については、非常勤職員等を活用している。</p> <p>○ 情報システム管理等対策本部において、各情報システムの稼働状況等を把握している。</p> <p>○ 今後、業務・システム最適化計画の策定に向けて準備を進め、3つの組織から受け継いだ情報システム全般について、最適化的検討を行っており、組織から受け継いだ情報システム全般について、最適化的検討を行っており、業務マニュアルのデータベース化、部門間のシステム連携の推進等が図られ、業務の効率化に役立っている。</p> <p>○ 以上のようく、審議機関が有効に機能するとともに、グループ制の構築、業務マニュアルの整備の進行、データベース化の推進が図られており、業務運営上十分な成果を上げたものと考える。</p>

中 周 目 標		中 期 計 画	平 成 1 7 年 度 計 画	平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等
ア 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時には、平成15年度と比べて4%程度の額を発生する事業費について、平成17年度と比べて3%程度の額を節減すること。	ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、給与水準等による人件費(退職手当を除く。)にコストの縮減等により、一般管理費(退職手当を除く。)に係る中期計画予算は、中期目標期間終了時に比べて1.5%程度の見直し等にて、平成16年度と比べて1.6%程度の額を、また、平成15年度と比べて1.2%程度の額を、また、平成14年度と比べて1.7%程度の額を、さらに、改正事業法が平成17年度から施行されるごとに伴い平成16年度から発生する一般管理費については、平成16年度から発生する一般管理費に比べて9%程度の額を節減すること。	ア・常勤職員に応じ、中期目標期間に係る人件費(退職手当を除く。)に、コストの縮減等により、一般管理費(退職手当を除く。)に係る中期計画予算は、中期目標期間終了時に比べて1.5%程度の見直し等にて、平成16年度と比べて1.6%程度の額を、また、平成15年度と比べて1.2%程度の額を、また、平成14年度と比べて1.7%程度の額を、さらに、改正事業法が平成17年度から施行されるごとに伴い平成16年度から発生する一般管理費に比べて9%程度の額を節減すること。	・中期目標期間の終了時に当該基準額及び16年度の予算額と17年度の予算額との差額を達成すべき所の削減額を見込んだ予算とし、17年度予算額と17年度の予算額との合計額をもって、17年度予算額とした。	① 一定の要件に該当する常勤職員の17年度定期昇給を停止した。 ② 一般管理費の17年度予算は、機構が発足して2年目に当たり、中期目標期間の終了時に当該基準額の15%程度の節減額を達成すべき所の削減額を見込んだ予算とし、17年度予算額と17年度の予算額との合計額をもって、17年度予算額とした。 ③ この予算を踏まえ、より以上の一般管理費の節減を図るために、前年度に引き続きコピー一式を始めとして一般競争入札化の実績を図り、この結果、17年度に対する委託経費約4,414百万円となり、その差額約665百万円の削減であるが、次員人事費や事務所賃料の不用は、努力の結果約494百万円を除くと、この額は171百万円となり、効率化対象予算額に対し、3.4%の節減を図ることができた。
イ 業務運営の効率化を図ることにより、事業費の節減を図る事業費の効率化を図ることにより、事業費の節減を図る。	イ 電子化の推進等の業務の効率化を図ることにより、事業費の節減を図ることにより、事業費の節減を図る事業費(給付関係経費及び事業創設等による単年度経費を除く。)に係る中期計画予算においては、改正事業法が平成17年度に施行されることは、中期目標期間終了時に比べて以下のように改正事業法が平成16年度と比べて5%程度の額を節減する事由を見込んだものとすると想定する。 ① 平成15年度と比べて5%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。 ② 法律改正や制度の見直し等には、平成16年度と比べて4%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。 ③ 改正事業法が平成17年度に施行されることは、改正事業法が平成17年度と比べて3%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。	イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時に伴い、事業費(給付関係経費及び事業創設等による単年度経費を除く。)に係る中期計画予算においては、改正事業法が平成17年度に施行されることは、中期目標期間終了時に比べて以下のように改正事業法が平成16年度と比べて5%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。 ① 平成15年度と比べて5%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。 ② 法律改正や制度の見直し等には、平成16年度と比べて4%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。 ③ 改正事業法が平成17年度に施行されることは、改正事業法が平成17年度と比べて3%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。	イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時に伴い、事業費(給付関係経費及び事業創設等による単年度経費を除く。)に係る中期計画予算においては、改正事業法が平成17年度に施行されることは、中期目標期間終了時に比べて以下のように改正事業法が平成16年度と比べて5%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。 ① 平成15年度と比べて5%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。 ② 法律改正や制度の見直し等には、平成16年度と比べて4%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。 ③ 改正事業法が平成17年度に施行されることは、改正事業法が平成17年度と比べて3%程度の額を節減する事由を見込んだものと想定する。	① 事業費の17年度予算は、一般管理費の考え方と同様に、中期目標期間の終了時に当該基準額及び16年度の制定改訂による新規事業については4%程度の節減額を達成すべき所要の削減額を算出した予算とし、新たに17年度度改訂に伴う新規事業予算との合計額をもって、17年度予算とした。 ② この予算を踏まえ、より以上の事業費の節減を図るために、中期目標期間の終了時に当該基準額及び16年度改訂による新規事業に係る一方、注文検査を行ない、不要の経費の見直し等を行った。その結果、17年度の効率化対象予算額は約1,806百万円となり、GMP海外実地調査等が見込みより相当少なかつたこと等、当然に不用となつた額、1,061百万円を対し、決算額は295百万円となり、効率化対象予算額に対し、9.4%の節減を図ることができた。

【参考】
17年度末の中期目標及び中期計画の変更であります
め、17年度計画には記載なし。

〔認可〕

エ 「行政改革の重要方針」(平成17年1月24日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、中期目標第2(2)エに基づく取組を始めて、5%以上への削減を行う。当該中期目標期間の最終年度までの間ににおいても、3%以上の削減を行ふ。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行ふ。
※ 中期目標 第2(2)エに基づく取組を始め
る期初の人件費1とは、346人×17年度一
人当たりの人件費

〔認可〕
〔平成18年3月31日厚生労働省発薬食第0331018号〕

評価の視点	自己評定		A		(理由及び特記事項)
	評定	A	評定	A	
(理由及び特記事項)					
○一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みが譲られ、着実に進展しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みが譲られ、着実に進展している。 ○ 執行を行うことにより、中期計画にはこのことを、より効率的な予算の執行に努めているところである。 ○ 中期目標期間終了時の目標値達成を図るため、一般管理費のうち、人件費について、一定要件に該当する常勤職員の「17年度定期昇給」を停止し、人件費の抑制に努めた。また、物件費についても、引き続きコピーピーク委託紙を始めとした一般競争入札化の促進を図り、また印刷物等の外部委託経費の見直しを行うなど、予算の効率的執行に努めた結果、節減が図れた。 ○ 事業費の節減については、「17年度も電子化の推進等により効率化に努める一方、システム開発経費の算定に当たっては、外部専門家を活用して精査を行うなど、事業の執行管理をも着実に実施した。 ○ これらの取組みにより、年度計画予算対比で、一般管理費にあつては、3.4%、事業費にあつては9.4%とそれぞれ同予算を下回る額で、必要な事業及び事務執行ができたと評価している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画を上回るベースで着実に進展している。 ○ 経費削減の実効（予算額に対し、一般管理費：3.4%減、事業費：4%減）が認められる。 ○ チ算を下回る額で事業等の執行を行っている。 ○ チ算を下回る額で事業等の執行を行っている。 ○ 目標以上の経費削減を達成し評価できるが、当初の額がどの程度妥当だったか不明である。 ○ 年度計画をクリアしていると思われるが、随意契約の比率の高さについては、大幅な改善を求める。入札により、経費削減につながると考える。 ○ 3つの組織の統合を考えると、より大きな合理化が可能ではないか。 			

中 期 目 標		平 成 17 年 度 計 画		平 成 17 年 度 の 業 務 の 実 績																															
((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)		((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)		((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)																															
・副作用用拠出金、感染拠出金及び安全対策等を改修する。業者の品目データ等の一元管理による業務の効率化を推進すること。	・現行の副作用用拠出金システムを改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等を行うことにより、金に際する純入業者、許可品目等各種の情報をデータベース化して活用することにより、純入業者及び未納業者の監理等を図る。	・また、各拠出金ごとに算定基礎取引額の計算シスクが容易になるようとする。	・また、各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るため、本薬剤師会に当該薬局に係る拠出金の収納業務を委託	① 副作用用拠出金、感染拠出金及び安全対策等を改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等のデータベース化を図り、販売率の向上、また、財政再計算による業務の効率化を図る。	① 副作用用拠出金、感染拠出金及び安全対策等を改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等のデータベース化を図り、販売率の向上、また、財政再計算による業務の効率化を図る。																														
・副作用用拠出金及び感染拠出金の収納率を9.9%以上とする。	・データは蓄積して財政再計算における拠出金率の検討に活用する。	・副作用用拠出金及び感染拠出金の収納率を9.9%以上とする。	・また、各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るため、本薬剤師会に当該薬局に係る拠出金の収納業務を委託	② 安全対策等拠出金については、納付義務者の円滑な納付を促すため、引き続き制度の理解と周知を図る。また、拠出金の収納付・申告のための手続きを作成し、全納付義務者に配布	② 安全対策等拠出金については、納付義務者の円滑な納付を促すため、引き続き制度の理解と周知を図る。また、拠出金の収納付・申告のための手続きを作成し、全納付義務者に配布																														
・※ 過去5年間の副作用用拠出金の収納率は約9.9%。	・副作用用拠出金及び感染拠出金の収納率を9.9%以上とする。	・安全対策等拠出金については、制度の普及を図ることとともに、納付義務者に普及を徹底し、中期目標期間終了時までに、副作用用及び感染拠出金と同様の収納率を目標とする。	・また、各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るため、本薬剤師会に当該薬局に係る拠出金の収納業務を委託	③ 納付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動を行うため、収納委託銀行及び郵便局による金融収納システムを活用した徴収を行う。	③ 納付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動を行うため、収納委託銀行及び郵便局による金融収納システムを活用した徴収を行う。																														
17年度各部門別実績																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象者(件)</th><th>納付者数(件)</th><th>収 納 額 (億円)</th><th>拠出金額 (億円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副 作 用 拠 出 金</td><td>製造販売業 局</td><td>787</td><td>787</td><td>100.3</td></tr> <tr> <td>感 染 拠 出 金</td><td>計</td><td>10,037</td><td>9,393</td><td>99.6</td></tr> <tr> <td>安 全 対 策 拠 出 金</td><td>製造販売業 局</td><td>10,824</td><td>10,780</td><td>98.6</td></tr> <tr> <td></td><td>計</td><td>105</td><td>105</td><td>100.3</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>55.9</td></tr> </tbody> </table>						区分	対象者(件)	納付者数(件)	収 納 額 (億円)	拠出金額 (億円)	副 作 用 拠 出 金	製造販売業 局	787	787	100.3	感 染 拠 出 金	計	10,037	9,393	99.6	安 全 対 策 拠 出 金	製造販売業 局	10,824	10,780	98.6		計	105	105	100.3					55.9
区分	対象者(件)	納付者数(件)	収 納 額 (億円)	拠出金額 (億円)																															
副 作 用 拠 出 金	製造販売業 局	787	787	100.3																															
感 染 拠 出 金	計	10,037	9,393	99.6																															
安 全 対 策 拠 出 金	製造販売業 局	10,824	10,780	98.6																															
	計	105	105	100.3																															
				55.9																															

評価の視点		自己評定		
(理由及び特記事項)		評定	A	A
○副作用発出金、感染発出金及び安全対策等発出金の徴収業務を効率的に行って副作用・中期計画に掲げる各種取組みが着実に進捗され、その結果として副作用・感染発出金の収納率について、9.9%以上の達成となっている。	○未納業者に対しては、機構から直接電話・郵便はがき等により催促を行っており、目標を達成している。	○収納率はいずれも9.9%以上であり、中期計画を達成している。	○未納業者に対する催促率は100%となる。	○中期計画の達成に向け、着実に成果を上げている。
○また、安全対策等発出金の収納率についても、同様の目標値の達成を目指すため、当該発出金の制度普及、納付義務者の管理の徹底に向けた取組みが講じられているか。	○安全対策等発出金についても、業界団体に対する依頼及び説明、講演会等を通じた協力要請、ホームページ及び関連業界紙への広告掲載、「申告・納付の手続き」の作成・配布。さらに、医薬医療品製造販売業者を除く全未納業者に対する納付のお願いの文書を発送し、納付の依頼を行うことにより、納付義務者の当該発出金の割合に対する一層の意識の浸透が図られ、収納率も98.1%（16年度分の当年度93.4%）へと上昇した。	○安全対策等発出金の収納率はよいと判断する。	○概ね計画どおり進んでいる。	○銀行・郵便局と収納委託契約を締結している。
(具体的取り組み)	・現行の副作用発出金の徴収管理システムを改修し、感染発出金及び安全対策発出金に適用する情報をデータベース化して活用しているか。	○副作用発出金、感染発出金及び安全対策等発出金の徴収業務を一元的に管理する発出金徴収管理システムについて、改正緊急事態法に対応するため、対象業者、品目表等のデータ管理機能を改修し、納付業者及び申告品目等の防止措置を図り、発出金及び未納業者等のデータ入力を自動取込ができるように機能改善を行っている。	・現行の副作用発出金の徴収管理システムを改修し、感染発出金及び安全対策発出金に適用する情報をデータベース化して活用しているか。	○副作用発出金の徴収管理システムについて、改正緊急事態法に対応するため、納付業者及び申告品目表等のデータ入力を自動取込ができるように機能改善を行っている。
・発出金申告額のチェックを容易にするため、各発出金ごとに、算定基礎取引額の計算システムを構築しているか。	・業務の効率化を図るために、データを蓄積して財政再計算における発出金率の検討に活用しているか。	○発出金徴収管理システムに算定基礎取引額等の申告データを入力し、審査事務の効率化、未納業者への催促事務の簡素化及び収納率の向上を図り、また、当該データを蓄積して財政再計算における拠出金率の検討に活用できるようにしている。	・業務の効率化を図るために、データを蓄積して財政再計算における発出金率の検討に活用しているか。	○納付義務者の利便性の確保及び迅速な資金移動を行うため、主銀行及び郵便局と収納委託契約を締結した。
・以上のように、拠出金の収納に関するは十分な成果を上げたものと考える。				

中期目標		中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績											
(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	<p>① 民にに対する相談を強化するため、一般相談窓口を設置しているが、17年7月より相談担当職員を1名増員し、相談窓口体制の充実を図り、相談者等に対する利便性を実現した。また、相談時間も含めた相談体制を実施した。</p> <p>② 相談事例を踏まえたFAQの整備を図るとともに、専門性を有する相談を除き、一般相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。</p> <p>③ 一般相談窓口担当者の応対に関する国民からの苦情等は寄せられなかった。また、一般相談窓口から照会内容に係る担当部署へ取り次いだ後の担当部署の応対に関する苦情等は寄せられなかつた。</p> <p>④ 17年度における相談件数及びその内容は、次のとおりで、月平均96.1件であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談件数</th> <th>照会・相談</th> <th>苦情</th> <th>意見・要望</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,344</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2,353</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 新医薬品、新医療機器及び改良医療機器の審査進捗状況に関する申講者から問い合わせがあつた場合には、担当部長による面談を実施し、次の審査段階までのおよそその見込み期間等を説明する取り扱いを行つており、17年度において、新医薬品は115件、新医療機器及び改良医療機器は3件であつた。</p> <p>⑥ また、機構が行つた審査等業務、安全対策業務に関する申講者が行つた申立が行わられた場合には、担当部長(再度の不服申立等申立の場合は審査センター長又は安全管理課)が直接検討を行つて、15営業日以内に回答する仕組みを行つている。17年度において、審査等業務及び安全対策等業務について申し立てはなかつた。</p> <p>⑦ 機構の業務を広く国民に周知するため、17年11月に品川インタークライマーホールにおいて、「医薬品医療機器国民フォーラム」を開催。参加者530名。当該フォーラムの概要については、「月刊厚生労働」12月号で公表するとともに、集計結果や議事録をホームページに掲載した。</p> <p>⑧ 16年度の業務内容及びその成果について、「平成16事業年度業務報告」を作成。17年6月開催の運営評議会資料として活用するとの参考資料として、8月の独立評議会委員会(16年度の業務実績評価時)に提出した。12月には冊子化し、関係機関等へ配布するとともに、同内容をホームページに掲載した。</p> <p>⑨ 18年1月には、17年度上期の業務実績についての半期報を作成し、ホームページに掲載した。</p> <p>⑩ 申請等に必要な手續やその流れ及び必要書類等について、必要なものから順次、ホームページに掲載を行つた。</p> <p>⑪ 中期計画、年度計画、組織図、機構の業務情報、17年度事業の重点事項及び英文パンフレットのPDF版をホームページに掲載した。また、16事業年度業務報告の英訳版を作成し、ホームページへ掲載した。</p>	相談件数	照会・相談	苦情	意見・要望	その他	合計	2,344	6	3	0	2,353
相談件数	照会・相談	苦情	意見・要望	その他	合計										
2,344	6	3	0	2,353											
(3) 民にに対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。	(3) 一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。	(3) 民にに対する相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。	(3) 民にに対する相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。	<p>・業務内容及びその成果について、本機構のホームページにおいて適宜、公表するとともに、広報誌においても公表する。</p>											

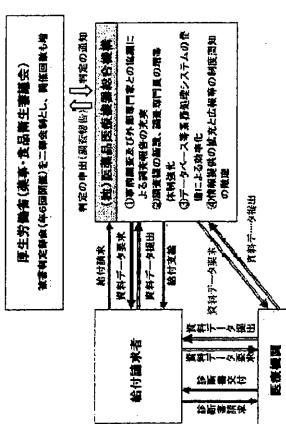
中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 7 年 度 計 画	平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 績
評価の視点			(理由及び特記事項)
○一般消費者や関係企業等からの相談に対する体制の充実強化、業務内容及びその成績のホームページによる公表などにより、国民が利用やすいものになっていくか。	・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。 ・支出面の透明性を確保するため、審査手数料及び拠出金の使途等、財務状況についても公表する。	・外部監査、計画的な内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。 ・財務状況を年次報告として公表する。	<input type="checkbox"/> 独立行政法人初年度の16事業年度決算については、ホームページにて公表した。 <input type="checkbox"/> 監査報告書等をホームページに掲載した。
自己評定	A	A	評 定 A

續

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績															
(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・救済制度について、効果的な広報を検討し、積極的に実施する。 ・新聞広報等の媒體を活用し、より多くの方に、引き続き救済制度の周知を図る。 ・医療関係者に対し制度の普及や理解を得ることに努める。	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・効果的な広報を検討し、実施する。 ・新聞、ホームページ、パンフレット等の媒体を活用するなど、用し、より多くの方に対し、引き続き救済制度の周知を図る。 ・医療に關する専門誌を活用した広報をするこにより、医療関係者に対し制度の普及や理解を得る。	<p>① 新聞による広報（地方紙30紙、ブロードク紙3紙）、インターネットにキーワードによる広報（4専門サイトにバナー広報、6総合サイトにキーワード運動広報）、薬袋への広報（460薬局に約442万枚配布）を実施した。</p> <p>② 感染救済制度については専門誌6誌、また川IV感染者等の受託給付業務に開いても、専門誌5誌を実施した。</p> <p>③ 全国21カ所の医療機関に直接赴いて制度の説明を行った。</p> <p>④ 「第19回日本エイズ学会学術集会・総会」において救済制度全般に係るポスター展示や資料配布を行った。</p> <p>⑤ 個別広報として、関係団体の協力を得て、全国21カ所の医療機関に配布した。</p> <p>ア) 日本製薬団体連合会発行の医薬品安全対策情報誌（23万部） イ) 全国の日本赤十字社血液センター（72血液センター）の協力により、制度紹介パンフレットを医療機関に約1万5千部配布</p> <p>リ) (社)日本薬剤師会の協力により、「お薬手帳」に制度概要を掲載した。</p>															
(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するためにとるべき措置	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用に対する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。 ・相談マニュアルは、使いやすく、分かりやすくした内容に改善する。	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用に対する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。また、相談マニュアルは、使いやすく、分かりやすくした内容に改善する。	<p>○ 相談窓口に専任職員を配置するとともに、17年7月12日よりアリーダイヤルを導入し、利用者にとって制度や給付手続きに開する相談がしやすい体制を整備した。</p> <p>○ 制度の普及について積極的な広報活動を行ってきたが、相談件数は、15年度と比較して19%減の4,307件にとどまつた。一方、利便性向上を図るため、17年7月にアリーダイヤルを導入、その後、アリーダイヤル番号の新聞等への掲載等を行い、16年度との比較では10%増となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>15年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>5,338</td> <td>3,911</td> <td>4,307</td> <td>19%減</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10%増</td> </tr> </tbody> </table>		15年度	16年度	17年度	15年度比	相談件数	5,338	3,911	4,307	19%減					10%増
	15年度	16年度	17年度	15年度比														
相談件数	5,338	3,911	4,307	19%減														
				10%増														
(3) 相談窓口を拡充し、救済制度の給付手続きに開する相談を広く受け付ける体制を充実させること。			<p>・このように体制を充実させることにより、年間相談件数を中期目標終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。</p>															

評価の視点	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)				
○ホームページ等において給付事例、業務統計等が公表されているか。	○ 16年度に決定された支給・不支給事例の情報についてホームページなど適切な掲載し、業務統計についても、17年度上半期及び第3四半期など適切な時期に状況を公表した。	○ 一般紙等を活用した企画案の公募など、たいへん積極的な取組は評価できる。	○ 広報に係る企画案の公募など、たいへん積極的な取組は評価できる。	○ 教済制度本体について普及活動が行われ、国民への認知度が高まっていると想定される。
○ホームページへのアクセス件数について中期計画に掲げる目標値（対平成15年度比2.0%程度の増加）の達成に向けた取り組みが講じられているか。（具体的取り組み）	○ 「生物由来製品感染等被害教済制度」のパンフレットを改善したほか、ホームページ等に相談窓口に相談窓口のフリーダイヤル番号を掲載し、周知に努めた。広報活動を強化することにより、ホームページアクセス件数は対15年度比5.5%増となり、年次計画の目標（10%増）は下回った。	○ 本年度比5.5%増となり、これとは別に、インターネットによる広報を3ヶ月間に実施した結果、健康被害教済制度の概要を記載した広報専用ページに42,114件のアクセス件数があり、制度の概要を記載した。	○ 中期計画に概ね合致している。	○ 注力は評価できるが、アクセス件数、相談件数は年度計画の目標を達成していないかった。
○救済制度を幅広く国民に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。（具体的取り組み）	○ 救済制度の広報による企画案の公募を行い、地方紙30紙、プロック紙3紙、インターネットによる企画案の公募及び保険薬局で使用する業袋裏面への広報による企画案の公募として、個別広報とともに、日本製薬団体連合会発行による業袋を安全対策情報誌への掲載、日本赤十字社血液センターへの配布、(社)日本薬剤師会発行の「お薬手帳」への掲載など医療機関への協力を得た広報を実施した。さらに、「医療専門誌（日本医師会雑誌等）」へ掲載を行うとともに、医療機関へ訪問し医療関係者に対する制度普及を図った。	○ 救済制度の広報による企画案の公募を行い、地方紙30紙、プロック紙3紙、インターネットによる企画案の公募及び保険薬局で使用する業袋裏面への広報による企画案の公募とともに、個別広報とともに、日本製薬団体連合会発行による業袋を安全対策情報誌への掲載、日本赤十字社血液センターへの配布、(社)日本薬剤師会発行の「お薬手帳」への掲載など医療機関への協力を得た広報を実施した。さらに、「医療専門誌（日本医師会雑誌等）」へ掲載を行うとともに、医療機関へ訪問し医療関係者に対する制度普及を図った。	○ 特別な努力があつたとは認められない。	○ 特別な努力があつたとは認められない。
○年間相談件数について、中期計画に掲げる目標値（対15年度比2.0%程度の増加）の達成に向けた取り組みが講じられているか。（具体的取り組み）	○ 年間相談件数について、中期計画に掲げる目標値（対15年度比2.0%程度の増加）の達成に向けた取り組みが講じられているが、相談窓口に対する専任職員の配置・相談マニュアルの作成・昼夜みの相談対応	○ 相談件数は、年度計画目標（15年度比10%増）を達成することはできなかつた。相談窓口体制については、専任職員を配置するとともに、17年7月より、フリーダイヤルを導入しやすい体制を整えた。これらの方針を行つたこともあり、17年度の相談件数は16年度と比べれば、10%増加した。17年度の相談件数4,307件のうち、制度照会にかかる相談件数が16年度1,466件に対し17年度1,705件（前年比16.3%増）となる相談件数がいるが、これは、新聞等の広報による電話による相談件数が増加したものと考えられる。このように、ホームページへのアクセス件数の大幅増と合わせると、国民への教済制度の普及への必要な対応が行われた。	○ 以上のようには、教済制度の普及については、十分な成果を上げたものと考える。	○ 以上のようには、教済制度の普及については、十分な成果を上げたものと考える。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務実績
(4) 情報のデータベース化による一元管理	(4) 情報のデータベース化による一元管理目標を達成するためにとってべき措置 ・副作用救済付業務に関する情報、特に原因薬や健康被害等に関する情報のデータベース等により使いやすいものに改修すること。 ・新たに始まる感染救済付業務について、副作用用救済付業務のシステムを活用し、効率的なシステムを構築する。	(4) 情報のデータベース化による一元管理による目標を達成するためにとってべき措置 ・副作用救済付業務に関する情報、特に原因薬や健康被害等に関する情報のデータベース等により使いやすいものに改修すること。 ・新たに始まる感染救済付業務について、副作用用救済付業務のシステムを活用し、効率的なシステムを構築する。	(4) 情報のデータベース化による一元管理による目標を達成するためにとってべき措置 ①副作用救済業務では、事務の効率化を図るためにデータベースを改修し、タイムクロック管理や統計、候補機能等を強化した。 ②感染救済業務では、副作用用救済付システムの改修に併せて既存のデータベースの改修を行い、タイムクロック管理や統計、候補機能等を強化した。
(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとってべき措置	(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとってべき措置 ア・請求事案の迅速な処理を図るために、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判断を申し出るに当たり、次の文書を厚生労働大臣に提出する。 ①提出された診断書等の検討を行い、資料が必要と認められる場合には、関係する医療機関や製造業者に対して、その提出を求め、得られた回答文書 ②提出された診断書等を活用し、時系列に作成した症例経過概要表 ③救済給付の請求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・整理した調査報告書	(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとってべき措置 ア・請求事案の迅速な処理を図るために、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判断を申し出るに当たり、次の文書を厚生労働大臣に提出する。 ①提出された診断書等の検討を行い、資料が必要と認められる場合には、関係する医療機関や製造業者に対して、その提出を求め、得られた回答文書 ②提出された診断書等を活用し、時系列に作成した症例経過概要表 ③救済給付の請求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・整理した調査報告書	(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとってべき措置 ア・請求事案の迅速な処理を図るために、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判断を申し出るに当たり、次の文書を厚生労働大臣に提出する。 ①提出された診断書等の検討を行い、資料が必要と認められる場合には、関係する医療機関や製造業者に対して、その提出を求め、得られた回答文書 ②提出された診断書等を活用し、時系列に作成した症例経過概要表 ③救済給付の請求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・整理した調査報告書
(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理	ア・救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。 イ・請求事案の迅速な処理を図ること。	ア・救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。 イ・請求事案の迅速な処理を図ること。	ア・上記①による資料依頼及び③の調査報告書について専門家の意見を聴いて作成する体制を整備する。 イ・請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理期間(厚生労働省における医学的薬学的判断を行ううべの期間を含む。)を8ヶ月とする。厚生労働省との連絡を図りつつ、上記アの調査・整理を迅速に改善するところの事務処理方法を改定する。 イ・請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理期間終了時までに、標準的請求件数を全件数の60%以上とする。 イ・請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理期間(厚生労働省における医学的薬学的判断を行ううべの期間を含む。)を8ヶ月とする。厚生労働省との連絡を図りつつ、上記アの調査・整理を迅速に改善するところの事務処理方法を改定する。 イ・標準的判断を行いうべの期間を含むこと。(ただし、厚生労働省との連絡を図りつつ、上記アの調査・整理を迅速に改善するところの事務処理方法を改定する。)に支給・不支給決定までの標準的判断を行いうべの期間を含むこと。厚生労働省との連絡を図りつつ、上記アの調査・整理を迅速に改善するところの事務処理方法を改定する。



- 判定申出前調査業務を支援するため、外部専門家による協議を導入した。
- 判定申出前調査業務を支援するため、外部専門家による協議を導入した。
- 厚生労働省と調整を行い、標準的事務処理期間8ヶ月のうち、医学的薬学的判断を行ううべの時間4ヶ月)、機構5ヶ月(前年度4ヶ月)と明確化した。
- 未処理案件のリストを定期的に作成し、迅速な判定を厚生労働省に求めた。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績																						
<p>・給付請求件数の大幅な増加に伴い、業務量が大幅に増加している。業務等の円滑な運営を確保するため、体制を整備する。</p> <p>・支給・不支給決定に係る事務処理について、迅速効率化を図るために方策を厚生労働省と引き継ぎ検討する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の判定部会が2部会制へ移行（17年10月実施）し、機構においても、判定業務を支援するための専門家協議を導入した。 ○ 必要に応じ、厚生労働省担当部署と打ち合わせを実施した。（17年5月、9月に実施） 																						
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">届出件数割合の実績</th> </tr> <tr> <th>事業年度</th> <th>平成15事業年度</th> <th>平成16事業年度</th> <th>平成17事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求件数</td> <td>789件</td> <td>789件</td> <td>780件</td> </tr> <tr> <td>決定件数</td> <td>566件</td> <td>633件</td> <td>1,035件</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>17.0%</td> <td>14.5%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>処理期間（中央値）</td> <td>10.6月</td> <td>12.4月</td> <td>11.2月</td> </tr> </tbody> </table>	届出件数割合の実績		事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度	平成17事業年度	請求件数	789件	789件	780件	決定件数	566件	633件	1,035件	達成率	17.0%	14.5%	12.1%	処理期間（中央値）	10.6月	12.4月	11.2月
届出件数割合の実績																									
事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度	平成17事業年度																						
請求件数	789件	789件	780件																						
決定件数	566件	633件	1,035件																						
達成率	17.0%	14.5%	12.1%																						
処理期間（中央値）	10.6月	12.4月	11.2月																						
			<p>* 達成率とは、当該年度中に決定されたものの割合 処理期間の8ヶ月以内に処理できたものの割合</p>																						
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評定</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己評定</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	評定	日	自己評定	B																		
評定	日																								
自己評定	B																								
			<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○副作用救済給付システム及び感染救済給付システムについて、事務の効率化を図るために機能の改修を行い、タイムシラウド管理や統計検索機能等の強化を行った。</p> <p>○厚生労働省の判定部会2部会制移行（17年10月実施）に伴い、機関は専門家協議を導入しても、判定業務を支援するための外部専門家による専門家協議を導入した。</p> <p>○これまでの未処理分の処理を精力的に進めたことから、支給・不支給を決める件数のうち、標準的業務時間内に決定した件数の割合は16年度より1.8ポイント低下した。</p> <p>しかしながら、健康被事務部の人員の増強と組織の見直し（17年4月）を行い、未処理案件のリスト化により標準的な判断を厚生労働省とどとの調整により標準化する一方、機関は専門家協議のうち、医学的医学的判断を行う同省との時間配分を同省2.5ヶ月（前年度4ヶ月）、機関5.5ヶ月（前年度4ヶ月）と明確化するよう請求案件の判定申出前調査業務の充実強化を図ったことにより、平成17年度支給・不支給件数は1,035件となり、処理件数は16年度より402件の大幅増となつた。</p> <p>○以上のように、請求事案の処理能力を高める取組みを行ない、16年度と比べて標準的業務時間内の達成率は低下したが、処理件数が大幅に改善し、中期目標達成に向けて着実に進みつつある。</p>																						

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達に係る目標を達成するためにとるべき措置 機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における給付事例を安全対策部門に適切に情報提供する。 (7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進による目標を達成するためにとるべき措置 機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務においては、判定結果においては、個人情報に配慮しつつ安全対策部門に適切に情報提供する。	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進による目標を達成するためにとるべき措置 機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務においては、判定結果において得られた情報を、個人情報に配慮しつつ安全対策部門へ適切に提供する。
保健福祉事業において、救済業務の実施について検討する調査の実施に関する検討	保健福祉事業において、救済業務の実施について検討する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置 救済給付受給者の被害実態等に関する調査について、その内容、対象者等その実施方法について平成16年度中に検討を行い、その後検討結果を踏まえ、平成17年度中に被害実態等に関する調査を行う。	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置 医薬品による被害実態調査検討会による検討結果に基づき、平成17年度中に、救済給付受給者の被害実態等に関する調査を実施する。	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置 医薬品による被害実態調査検討会による検討結果に基づき、平成17年度中に、救済給付受給者の被害実態等に関する調査を実施する。
保健福祉事業において、救済給付受給者の被害実態等に関する調査の実施について検討し、その検討結果を踏まえ、調査を行うこと。	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置 救済給付受給者の被害実態等に関する調査について、その内容、対象者等その実施方法について平成16年度中に検討を行い、その後検討結果を踏まえ、平成17年度中に被害実態等に関する調査を行う。	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置 医薬品による被害実態調査検討会による検討結果に基づき、平成17年度中に、救済給付受給者の被害実態等に関する調査を実施する。	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置 医薬品による被害実態調査検討会による検討結果に基づき、平成17年度中に、救済給付受給者の被害実態等に関する調査を実施する。

- 個人情報を除いたうえで、副作用教諭では支給・不支給決定情報5件
報を安全対策部門に提供し、感染教諭についても、講演情報6件を安全対策部門へ提供した。また、製薬企業等に注意喚起を行った。
- ① 保健福祉事業は、医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を行うため、健康被害について救済給付の支給以外に事業を行っている場合が考えられるところから法律化されたものであり（独）医薬品医療機器総合機構法第15条第5項第1号ロ、「医薬品による被害実態調査検討会」を16年度に引き続き開催し、アンケート調査対象範囲等について検討を行い、8月に引き続き開催し、18年3月に開催した救済業務委員会に報告し、厚生労働省などの関係機関に報告書を送付するとともに、18年3月に総合機構のホームページに公表した。
- 【被害実態調査概要】
- (1) 調査の目的
医薬品の副作用により健康被害を受けた救済給付受給者に対する影響の一つとして、直轄な健康被害を受けた患者とする保険福祉事業の一環として、直轄な健康被害を受けた患者とその実態を把握することにより、健康被害を受けた方のQOLの向上やサービス提供のあり方等の検討に資するため実施した。
- (2) 調査対象者
・ア・ンケート実施人数
　・障害年金・障害児養育年金受給者 249人
　・過去5年間の医療給付受給者 1,494人
　　(計) (1,743人)
イ・アンケート回答人数
・障害年金・障害児養育年金受給者 173人 (69.5%)
・過去5年間の医療給付受給者 542人 (36.3%)
　　(計) (715人) (41.0%)
・救済制度創設前の調査に応募した人数 29人
　　(計) (744人)
- (3) 調査項目
ア・健康新規者本人と家族の状況
　・社会福祉・社会保障制度受給等の状況
　・健康被害者本人の医療・健康状態等
　・エ・健康被害者本人の日常生活関係等
- ② 17年度の調査結果を踏まえ、18年4月からの保健福祉事業につなげた。

評価の視点	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)	<p>○ 救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ安全対策業務に適切に提供されているか。</p> <p>○ 救済給付受給者の被害実態等に関する調査の実施について、16年度中に検討を行い、平成17年度中に調査が行われたか。</p>			
	<p>○ 個人情報を配慮し、副作用用救済及び感染救済の支給・不支給決定情報を安全対策部門に提供した。</p> <p>○ 健康被害の実態把握を行うため、「医薬品による被害実態調査検討会」でアンケート調査対象及び調査項目について検討を行った。当該検討結果をもとに、「17年8月にアソシエート調査を行い、実態の把握、分析、調査結果を報告書として取りまとめ、18年3月に公表した。これは、18年4月からの保険福利事業につなげており、17年度の調査は十分な成果を上げているものと考える。</p>	<p>○ 特に被害実態調査の実施と公表は評価する。今後、保健福祉事業において、具体的に展開されることを期待する。</p> <p>○ アンケート等により実態把握に努めていることは高く評価できる。また、機関内部だけでなく、外部委員を招き検討会を開催することを通じ、多角的なチェック体制を構築してほしい。</p> <p>○ 中期計画に概ね合致している。</p> <p>○ 救済業務の重要性も含め、業務の連続性等に関する理解できた。</p> <p>○ アンケートを行い公表したことまでで、その利用が平成17年度には実施されていない。救済しているというPRが不足している。</p> <p>○ アンケート調査の公表はしているが、具体的にどう活用したのか。</p>		

卷之三

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 17 年 度 計 画		平 成 17 年 度 の 業 務 の 実 績	
④	審査事務処理期間に係る中期計画の目標を達成し、審査等業務を改善する。 業務の進捗状況はじめ機構幹部が担当し、審査等業務の改善を図ることを目的とした「審査等業務進行管理委員会」を毎月末に開催し、業務の進捗状況等を検証している。17年度は、審査各部が担当している個別品目ごとの進捗状況についても議論を行った(17年度14回開催)。 審査部門においては、審査担当部長が日常的に進捗状況を把握し、審査部連絡会議において、審査担当部長からの報告を踏まえ、審査センター長及び審議役が必要な指導を行っている。 なお、プロジェクトマネージメントの仕組み・状況について調査を実施した。今後も引き続き検討を継続する。	12月	12月	12月	12月	12月	12月
⑤	中期計画及び17年度計画に示した16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成状況は83%（24件中20件）である。 承認された24件のうち9件が優先審査品目である。 なお、16年3月以前の申請分を含めると、達成率は50%（60件中30件）であった。	12月	12月	12月	12月	12月	12月
⑥	17年度においては、審査体制の整備が進んだことから承認件数は前年度の49件から増加した。ただし、審査期間の中止が昨年度と比較してより大きくなつたが、これには、引き続き機構発足前の申請品目の処理を進めたことにあつた。	12月	12月	12月	12月	12月	12月

I 新医薬品の承認状況

	14年度*	15年度	16年度	17年度	うち16年度以降申請分***
承認件数と審査期間(中央値)	524件 (10.8月)	514件 (11.3月)	494件 (8.6月) [65%]**	60件 (12.0月) [50%]**	24件 (8.6月) [83%]

*14年度欄は曆年のデータ
**[]内の%は、申請から12月以内に審査を終了した件数の割合。

**17年度の数値は、中期計画の目標の対象外である16年3月以前の申請分も含んだ数値。
***17年度のうち16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 7 年 度 計 画	
審査プロセス	件数	審査プロセス	件数	審査プロセス	件数
初回面談	58件	初回面談	80 日	初回面談	407 日
から専門協議	22件	から専門協議	25件	から専門協議	23日
4.審査結果通知	24件	4.審査結果通知	25件	4.審査結果通知	4.5日

注1：各審査プロセスの日数は、総審査期間（行政側TC+申請者側TCの合計）の中央値。
注2：審査プロセス1の58件のうち、1件については、初回面談終了後に取下処理されている。
注3：審査プロセス2においては、初回面談を実施しないで専門協議を実施した5件を除いた53件についても、初回面談終了後、専門協議を実施しないで審査結果通知書を発出した6件を除いた処理件数及び中央値である。

⑧ 審査等業務で使用するTV会議については、17年11月から大阪医薬品協会との間で本格的に同方式による貿易相談を開始した。また、富山県に対して活用状況を説明するとともに、事前面談についても、17年12月及び18年3月に大阪医薬品協会との間で実行を行つた後、TV会議による事前面談に開始することとした。

中 期 目 標		平 成 17 年 度 計 画		平 成 17 年 度 計 画																															
		中 期 計 画		平 成 17 年 度 計 画																															
<p>⑨ 機構設立前(16年3月以前)に申請がなされたものの139件のうち、17年度中に承認又は取り下げにより、41件を処理し、未処理案件を54件と大幅に減少させた。なお、機構設立後(16年4月以降)に申請されたものの146件についても、受付の順番を遵守するとともに、審査期間目標を十分に考慮して審査を実施し、機構からの照会に対し、回答が無いなど承認が困難な品目については、申請の取り下げを求めた。</p>																																			
【新医薬品の審査状況】																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>件数*</th><th>取り下げ</th><th>承認済</th><th>審査中</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年3月31日以前のもの</td><td>(△1) 139</td><td>(5)</td><td>17 (6)</td><td>68 (36)</td><td>54 [△42]</td></tr> <tr> <td>16年度</td><td>(△1) 88</td><td>8 (4)</td><td>37 (20)</td><td>43 [△25]</td><td></td></tr> <tr> <td>17年度</td><td>57</td><td>0</td><td>4</td><td>53 [53]</td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td>284 (55)</td><td>25 (9)</td><td>109 (60)</td><td>150 [△14]</td><td></td></tr> </tbody> </table>							件数*	取り下げ	承認済	審査中		平成16年3月31日以前のもの	(△1) 139	(5)	17 (6)	68 (36)	54 [△42]	16年度	(△1) 88	8 (4)	37 (20)	43 [△25]		17年度	57	0	4	53 [53]		計	284 (55)	25 (9)	109 (60)	150 [△14]	
	件数*	取り下げ	承認済	審査中																															
平成16年3月31日以前のもの	(△1) 139	(5)	17 (6)	68 (36)	54 [△42]																														
16年度	(△1) 88	8 (4)	37 (20)	43 [△25]																															
17年度	57	0	4	53 [53]																															
計	284 (55)	25 (9)	109 (60)	150 [△14]																															
<p>注1 : *)件数とは、部会審議品目及び報告品目の審査報告書の数 注2 : ()の数値は、17年度に処理した件数（上段数値の内数） 注3 : ()の数値は、16年度からの増減 注4 : 「16年3月31日以前申請のもの」の申請件数は、同一成分の2申請をまとめて1件としたために、140件から139件に訂正した。 注5 : 16年度の申請件数は、18年2月の審査結果報告書により、同一成分の2申請をまとめて1件として承認したので、89件から88件に訂正した。</p>																																			
<p>・GMP調査業務を適切に管理するとともに、調査の迅速化・効率化のための具体的な業務の改善方策の検討を行い、改善を図る。</p>																																			
<p>① 医薬品の製造所の製造管理及び品質管理の方法が、GMP省令に従つているかどうかについて、調査を実施した。 【17年度実績】(新規申請件数) 医薬品 (体外診断用医薬品を除く) 実地調査35件 (うち海外8件)、書面調査18件、計53件</p>																																			
<p>② GMP調査を効率的に実施するため、次の取組を行った。 (1) GMP調査担当者を、生物学的製剤、化学薬品、医療機器の3グループに分けて、それぞれで責任を持って調査を実施しつつ、調査品目の多いグループには、他のグループから応援を出すべく柔軟な対応により、効率的な処理に努めた。</p>																																			
<p>(2) 迅速審査・優先審査品目にについて、調査申請の段階で調査日程の相談を進めるなどして、特に迅速な処理に努めた。</p>																																			
<p>(3) 調査業務を的確かつ迅速に処理するため、厚生労働省の発出した「GMP/QMS調査要領について」の作成に協力するとともに、標準業務手順書の改正を行った。</p>																																			
<p>(4) 申請者に対して、申請時期等の留意事項を周知徹底するために、33回開催された講習会に講師を派遣した。</p>																																			

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
新医療機器についても、審査事務処理期間12ヶ月を80%について達成するため、次の取り組みを行ふ。 ・GMP調査業務を適切に管理するとともに、調査の迅速化・効率化のため業務の改善方策の検討を行い、改善を図る。	(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO11)	③全ての品目において、審査が終了する前に調査を終了した。また、機構における調査に6ヶ月要するところに調査が終了した。実際の医薬品の調査期間の中央値は62.0日、6ヶ月以内に調査が終了した割合は100%であった。	①新医薬品、新医療機器承認申請資料の根拠となる試験がGLP、GCP等の開発規則、適切な試験計画書に従い、倫理的・科学的に実施されたものであるか、また、申請資料が信頼性基準に従って、適切かつ正確に作成されたものであるかについて、書面及び電子による調査を実施した。
・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。	(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO11)	②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。	①新医薬品、新医療機器承認申請資料の根拠となる試験がGLP、GCP等の開発規則、適切な試験計画書に従い、倫理的・科学的に実施されたものであるか、また、申請資料が信頼性基準に従って、適切かつ正確に作成されたものであるかについて、書面及び電子による調査を実施した。
・新医療機器についても、審査事務処理期間12ヶ月を80%について達成するため、次の取り組みを行ふ。 ・GMP調査業務を適切に管理するとともに、調査の迅速化・効率化のため業務の改善方策の検討を行い、改善を図る。	(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO11)	③全ての品目において、審査が終了する前に調査を終了した。また、機構における調査に6ヶ月要するところに調査が終了した。実際の医薬品の調査期間の中央値は62.0日、6ヶ月以内に調査が終了した割合は100%であった。	①新医薬品、新医療機器承認申請資料の根拠となる試験がGLP、GCP等の開発規則、適切な試験計画書に従い、倫理的・科学的に実施されたものであるか、また、申請資料が信頼性基準に従って、適切かつ正確に作成されたものであるかについて、書面及び電子による調査を実施した。

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 17 年 度 計 画		平 成 17 年 度 の 業 務 の 実 績	
② 中期計画及び17年度計画に示した16年・4月以降申請分に係る 6 ケ月の目標達成状況については55%（9件中5件）であった。							
【 優先審査品目の年度別承認件数】		14年度 15年度 16年度 17年度		14年度 15年度 16年度 17年度		14年度 15年度 16年度 17年度	
医薬品		4 10 22 (2.8%) [86%]*		4 10 22 (2.8%) [86%]*		4 10 22 (2.8%) [86%]*	
注：() 内の数値は審査期間の中央値		注：() 内の数値は審査期間の中央値		注：() 内の数値は審査期間の中央値		注：() 内の数値は審査期間の中央値	
*) 「 」内の % は、申請から 6 ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。17年度の数値は中期計画の目標対象外である16年・3月以前の申請分も含んだ数値。		*) 「 」内の % は、申請から 6 ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。17年度の数値は中期計画の目標対象外である16年・3月以前の申請分も含んだ数値。		*) 「 」内の % は、申請から 6 ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。17年度の数値は中期計画の目標対象外である16年・3月以前の申請分も含んだ数値。		*) 「 」内の % は、申請から 6 ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。17年度の数値は中期計画の目標対象外である16年・3月以前の申請分も含んだ数値。	
**) 17年度のうち16年・4月以降の申請分を対象としたものの再覧。		① ICH等の連携委員会及び専門家会議等に参加するなど国際的な基準の連合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 （ICH 2 回46へ参入～定期専門家会合のみ）		① ICH等の連携委員会及び専門家会議等に参加するなど国際的な基準の連合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 （ICH 2 回46へ参入～定期専門家会合のみ）		① ICH等の連携委員会及び専門家会議等に参加するなど国際的な基準の連合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 （ICH 2 回46へ参入～定期専門家会合のみ）	
③ 審査実施要領の遵守、審査開通情報の整備手順書の整備等により審査担当者への周知、業務手順書の整備等により業務を適切に管理する。		③ 審査・調査実施要領の遵守、審査開通情報の整備手順書の整備等により審査担当者への周知、業務手順書の整備等により業務を適切に管理する。		③ 審査・調査実施要領の遵守、審査開通情報の整備手順書の整備等により審査担当者への周知、業務手順書の整備等により業務を適切に管理する。		③ 審査・調査実施要領の遵守、審査開通情報の整備手順書の整備等により審査担当者への周知、業務手順書の整備等により業務を適切に管理する。	
(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 1 1)		(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 1 1)		(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 1 1)		(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 1 1)	
ウ・ ICHにおいて日本EUが合意した審査データの整合性などを国際的な基準との整合性・調和を推進する。中期目標期間を通じて、国際的な動向を踏まえ、総審査時間の滞留を抑制し、効率的な審査体制とする。		ウ・ ICHにおいて日本EUが合意した審査データの整合性などを国際的な基準との整合性・調和を推進する。中期目標期間を通じて、国際的な動向を踏まえ、総審査時間の滞留を抑制し、効率的な審査体制とする。		ウ・ ICHにおいて日本EUが合意した審査データの整合性などを国際的な基準との整合性・調和を推進する。中期目標期間を通じて、国際的な動向を踏まえ、総審査時間の滞留を抑制し、効率的な審査体制とする。		ウ・ ICHにおいて日本EUが合意した審査データの整合性などを国際的な基準との整合性・調和を推進する。中期目標期間を通じて、国際的な動向を踏まえ、総審査時間の滞留を抑制し、効率的な審査体制とする。	
（※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 1 1）		（※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 1 1）		（※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 1 1）		（※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 1 1）	
ウ・ 新医薬品については、中期目標期間終了時には、次期中期目標期間において、総審査機関側の処理時間及び申請承認された品目間の処理時間の迅速化をも目標とすることで努力すること。		ウ・ 新医薬品については、中期目標期間終了時には、次期中期目標期間において、総審査機関側の処理時間及び申請承認された品目間の処理時間の迅速化をも目標とすることで努力すること。		ウ・ 新医薬品については、中期目標期間終了時には、次期中期目標期間において、総審査機関側の処理時間及び申請承認された品目間の処理時間の迅速化をも目標とすることで努力すること。		ウ・ 新医薬品については、中期目標期間終了時には、次期中期目標期間において、総審査機関側の処理時間及び申請承認された品目間の処理時間の迅速化をも目標とすることで努力すること。	
【 優先審査品目の年度別承認件数】		14年度 15年度 16年度 17年度		14年度 15年度 16年度 17年度		14年度 15年度 16年度 17年度	
医薬品		4 10 22 (2.8%) [86%]*		4 10 22 (2.8%) [86%]*		4 10 22 (2.8%) [86%]*	
注：() 内の数値は審査期間の中央値		注：() 内の数値は審査期間の中央値		注：() 内の数値は審査期間の中央値		注：() 内の数値は審査期間の中央値	
*) 「 」内の % は、申請から 6 ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。17年度の数値は中期計画の目標対象外である16年・3月以前の申請分も含んだ数値。		*) 「 」内の % は、申請から 6 ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。17年度の数値は中期計画の目標対象外である16年・3月以前の申請分も含んだ数値。		*) 「 」内の % は、申請から 6 ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。17年度の数値は中期計画の目標対象外である16年・3月以前の申請分も含んだ数値。		*) 「 」内の % は、申請から 6 ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。17年度の数値は中期計画の目標対象外である16年・3月以前の申請分も含んだ数値。	
**) 17年度のうち16年・4月以降の申請分を対象としたものの再覧。		**) 17年度のうち16年・4月以降の申請分を対象としたものの再覧。		**) 17年度のうち16年・4月以降の申請分を対象としたものの再覧。		**) 17年度のうち16年・4月以降の申請分を対象としたものの再覧。	
① ICH等の連携委員会及び専門家会議等に参加するなど国際的な基準の連合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 （ICH 2 回46へ参入～定期専門家会合のみ）		① ICH等の連携委員会及び専門家会議等に参加するなど国際的な基準の連合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 （ICH 2 回46へ参入～定期専門家会合のみ）		① ICH等の連携委員会及び専門家会議等に参加するなど国際的な基準の連合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 （ICH 2 回46へ参入～定期専門家会合のみ）		① ICH等の連携委員会及び専門家会議等に参加するなど国際的な基準の連合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 （ICH 2 回46へ参入～定期専門家会合のみ）	
* ICHとは： 日米EU医薬品規制調和国際会議 （International Conference-on Harmonization）		* ICHとは： 日米EU医薬品規制調和国際会議 （International Conference-on Harmonization）		* ICHとは： 日米EU医薬品規制調和国際会議 （International Conference-on Harmonization）		* ICHとは： 日米EU医薬品規制調和国際会議 （International Conference-on Harmonization）	
② 4月・12月に台湾、5月にインドネシア、11月及び1月にEMA、7月にインドネシア、1月にFDI、2月にはシンガポールといった各国規制機関を訪問し、情報交換や交流に努めた。		② 4月・12月に台湾、5月に印度ネシア、11月及び1月にEMA、7月にインドネシア、1月にFDI、2月にはシンガポールといった各国規制機関を訪問し、情報交換や交流に努めた。		② 4月・12月に台湾、5月に印度ネシア、11月及び1月にEMA、7月にインドネシア、1月にFDI、2月にはシンガポールといった各国規制機関を訪問し、情報交換や交流に努めた。		② 4月・12月に台湾、5月に印度ネシア、11月及び1月にEMA、7月にインドネシア、1月にFDI、2月にはシンガポールといった各国規制機関を訪問し、情報交換や交流に努めた。	
③ 米国やEUとの情報交換という観点から他のIV会議に必要な機器の整備については、これまでどこよりも複数がないことから、現在、審査等業務で使用しているものでの対応した。		③ 米国やEUとの情報交換という観点から他のIV会議に必要な機器の整備については、これまでどこよりも複数がないことから、現在、審査等業務で使用しているものでの対応した。		③ 米国やEUとの情報交換という観点から他のIV会議に必要な機器の整備については、これまでどこよりも複数がないことから、現在、審査等業務で使用しているものでの対応した。		③ 米国やEUとの情報交換という観点から他のIV会議に必要な機器の整備については、これまでどこよりも複数がないことから、現在、審査等業務で使用しているものでの対応した。	
① 新医薬品の承認に係る総審査期間までの時間は、申請者側のうち60件について、申請から承認までの時間は22.4月、うち16年度以降申請分では16.2月であった。		① 新医薬品の承認に係る総審査期間までの時間は、申請者側のうち60件について、申請から承認までの時間は22.4月、うち16年度以降申請分では16.2月であった。		① 新医薬品の承認に係る総審査期間までの時間は、申請者側のうち60件について、申請から承認までの時間は22.4月、うち16年度以降申請分では16.2月であった。		① 新医薬品の承認に係る総審査期間までの時間は、申請者側のうち60件について、申請から承認までの時間は22.4月、うち16年度以降申請分では16.2月であった。	
② 総審査期間の導入に向けた取組みとしては、申請者側の理由により審査が常留している申請について、取り下げ指導を行った。また、新医薬品の承認困難品目についても、申請者と面談をして、申請者側の取り下げを行った。17年度における取下件数は、新医薬品が9件であった。		② 総審査期間の導入に向けた取組みとしては、申請者側の理由により審査が常留している申請について、取り下げ指導を行った。また、新医薬品の承認困難品目についても、申請者と面談をして、申請者側の取り下げを行った。17年度における取下件数は、新医薬品が9件であった。		② 総審査期間の導入に向けた取組みとしては、申請者側の理由により審査が常留している申請について、取り下げ指導を行った。また、新医薬品の承認困難品目についても、申請者と面談をして、申請者側の取り下げを行った。17年度における取下件数は、新医薬品が9件であった。		② 総審査期間の導入に向けた取組みとしては、申請者側の理由により審査が常留している申請について、取り下げ指導を行った。また、新医薬品の承認困難品目についても、申請者と面談をして、申請者側の取り下げを行った。17年度における取下件数は、新医薬品が9件であった。	
③ 新医薬品の承認申請を行った者に對して審査状況の問合せばづつ、申請者側の職員の見通し等の情報伝達を行った。申請者からの相談件数は115件。		③ 新医薬品の承認申請を行った者に對して審査状況の問合せばづつ、申請者側の職員の見通し等の情報伝達を行った。申請者からの相談件数は115件。		③ 新医薬品の承認申請を行った者に對して審査状況の問合せばづつ、申請者側の職員の見通し等の情報伝達を行った。申請者からの相談件数は115件。		③ 新医薬品の承認申請を行った者に對して審査状況の問合せばづつ、申請者側の職員の見通し等の情報伝達を行った。申請者からの相談件数は115件。	

評価の視点		自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)					
○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者等との意見交換やニーズ調査が行なわれているか。	○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に進展しているか。 (※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 11)	<ul style="list-style-type: none"> ○新医療機器、医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中長期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に達成されているか。 ○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に達成されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中長期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に達成されているか。 ○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に達成されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中長期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に達成されているか。 ○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に達成されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中長期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に達成されているか。 ○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に達成されているか。
○治療相談及び審査の内容の整合性を図るため、治療相談及び審査を同一チームで実施されているか。	○ ICHにおいて日本米Eリが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他の国際基準との整合性の確認と推進するための取り組みが積極的に行なわれているか。 (※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO 11)	<ul style="list-style-type: none"> ○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者等との意見交換やニーズ調査が行なわれているか。 ○治療相談及び審査の内容の整合性を図るために、治療相談を同一チームで実施されているか。 ○ ICHにおいて日本米Eリが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他の国際基準との整合性の確認と推進するための取り組みが積極的に行なわれているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者等との意見交換やニーズ調査が行なわれているか。 ○治療相談及び審査の内容の整合性を図るために、治療相談を同一チームで実施されているか。 ○ ICHにおいて日本米Eリが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他の国際基準との整合性の確認と推進するための取り組みが積極的に行なわれているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者等との意見交換やニーズ調査が行なわれているか。 ○治療相談及び審査の内容の整合性を図るために、治療相談を同一チームで実施されているか。 ○ ICHにおいて日本米Eリが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他の国際基準との整合性の確認と推進するための取り組みが積極的に行なわれているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者等との意見交換やニーズ調査が行なわれているか。 ○治療相談及び審査の内容の整合性を図るために、治療相談を同一チームで実施されているか。 ○ ICHにおいて日本米Eリが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他の国際基準との整合性の確認と推進するための取り組みが積極的に行なわれているか。

中期目標		平成17年度計画	平成17年実績
<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化による目標達成するための措置を実施する。 このため、平成16年4月以降の申請に係る短縮目標達成のための申請手続の簡便化を図る。 審査機器の処理時間は、原則として申請から下記の期間内に審査を終了する。 ・新医薬品処理期間1ヶ月以内に審査を終了する。 ・新医療機器の処理期間は、原則として申請から下記の期間内に審査を終了する。 ・新医療機器の変更、社会情勢の変化など外的要因による影響を除くこと。</p>	<p>(※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO10.)</p>	<p>・新医療機器についても、審査事務処理期間1ヶ月を平成16年度においては、70%について達成する。とともに、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成する。</p>	<p>・新医療機器についても、審査事務処理期間1ヶ月を平成16年度においては、70%について達成する。とともに、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成する。</p>
<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化による目標達成するための申請手続の簡便化を図る。 このため、平成16年4月以降の申請に係る短縮目標達成のための申請手続の簡便化を図る。 審査機器の処理時間は、原則として申請から下記の期間内に審査を終了する。 ・新医薬品処理期間1ヶ月以内に審査を終了する。 ・新医療機器の処理期間は、原則として申請から下記の期間内に審査を終了する。 ・新医療機器の変更、社会情勢の変化など外的要因による影響を除くこと。</p>	<p>(※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO10.)</p>	<p>・新医療機器についても、審査事務処理期間1ヶ月を平成16年度においては、70%について達成する。とともに、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成する。</p>	<p>・新医療機器についても、審査事務処理期間1ヶ月を平成16年度においては、70%について達成する。とともに、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成する。</p>

【参考】
医療機器について、17年4月の改正業界法の施行に伴い、従来に比べて認証基準を変更したものに、審査実施要領「新医療機器承認事務を実施する」にに基づき審査を実施したものを認証制度に移行している。
また、上記同時に、体外診断用医薬品を診断情報リスクが低い体外診断用医薬品は厚生大臣承認から第三者認証制度に移行し、また、診断情報リスクが低い医薬品は厚生労働大臣承認から第三者承認制度に移行している。

また、上記同時に、体外診断用医薬品を診断情報リスクが低い体外診断用医薬品は厚生大臣承認から第三者認証制度に移行し、また、診断情報リスクが低い医薬品は厚生労働大臣承認から第三者承認制度に移行している。

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 17 年 度 計 画		平 成 17 年 度 の 業 務 の 実 繢	
平 成 17 年 度 計 画	中 期 計 画						
② 医療機器の審査要員について増強を進め、承認申請された新医療機器については、工学、医学、薬学、獣医学、統計学などの専門課程を修了した審査員からなる審査チームは、担当審査役、物理化学的評価、生物評価担当、臨床評価担当とした。							
③ 領域毎に8つを定め、それぞれに審査チームを配置した。							
(新医療機器全体の審査状況)							
④ 中期計画及び17年度計画に示した16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成状況は100%（5件中5件）であり、審査期間の中央値は1.8月である。16年3月以前の申請分を含めると、達成率は82%（11件中9件）であった。							
【新医療機器の承認状況】							
承認件数 と審査期 間 (中央値)	14年度	15年度	16年度	17年度	うち16年度 以降申請分 **		
承認件数 と審査期 間 (中央値)	3件 (2.9月)	13件 (8.9月)	8件 (12.7月) [50%]	11件 (7.7月) [82%]	5件 (1.8月) [100%]		
*) 「」内の%は、申請から12ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。 17年度の数値は中期計画の対象外である16年3月以前の申請分も含んだ数値。 **) 17年度のうち16年4月以前の申請分を対象としたものの再閲。							
⑤ また、新医療機器審査の透明性を向上させ、その進捗をより的確に管理するため、メトリックシステム（審査プロセス毎の事務処理時間の管理）を導入した。							
17年度に実施した各審査プロセス毎の処理件数及びそれに要した総審査期間（申請者が要した時間と行政機関が要した時間）の中央値は、以下のとおり。							
審 査 プロセス	1. 受付から 初回面談	2. 初回面談 から協議	3. 初回車門 協議から審 査結果通知	4. 審査結果 通知から承 認			
処理件数 と総審 査件数 (中央値)	31件 57 日	7件 294 日	2件 262 日	5件 12 日			
注1：各審査プロセスの日数は、総審査時間（行政側TC+申請者側TCの合計）の中央値である。							
注2：初回面談・専門協議を実施しないで審査結果通知書を発出した1件を除く。							
注3：初回面談実施後に専門協議を実施しないで審査結果通知書を発出した2件を除く。							
注4：専門協議は必要に応じて数回実施							
⑥ 審査等業務で使用するTV会議については、17年11月から大阪医療品協会との間で本格的に同方式による簡易相談を開始した。また、富山県に対して活用状況を説明した。							

中期目標		中期計画		平成17年度計画		平成17年度の業務の実績							
⑦ 機構登記前(16年3月以前)に申請がなされたもの132件のうち、年度ごとに承認又は取下げにより48件は処理し、未処理件数を38件まで大幅に減少させ、18年度半ばには、これら未処理件数を平準化できる目処をつけた。													
また、機器設立後(16年4月以降)に申請されたもの64件について受付の順番を遵守するとともに、事務処理期間目標を無いか考へて審査をしているが、機器からの照会に対し、回答が無いなど承認が困難な品目については、申請の取下げを求めている。													
【17年度における新医療機器の審査状況】													
		件 数	取下げ	承認済	審査中								
平成16年3月31日以前申請のもの	132	64 (26)	30 (22)	38 [△48]									
16年度	56	14 (12)	5 (4)	37 [△16]									
17年度	8	0	1	7 [7]									
計	196 (8)	78 (38)	36 (27)	82 [△57]									

注1：件数は、新医療機器として申請された品目の数

注2：()の数値は、17年度に処理した件数（上段数値の内数）

注3：[]の数値は、16年度から

注4：「承認済」件数36件には、改良医療機器として承認された21件を含む。(27)件には、改良医療機器として申請され、新医療機器を含む。また、改良医療機器として申請され、新医療機器として承認された1件は含まれていない。

① 医療機器の製造所の品質管理の方法が、GMP省令に従つているかどのくらいため、調査が実施した。

【17年度実績】(新薬事法に基づくGMP調査件数)

医療機器 実地調査 4件（うち海外2件）、書面調査28件、計32件
体外診断用医薬品 実地調査0件、書面調査9件、計9件

② GMP調査を効率的に実施するため、次の取組を行った。
GMP調査担当者を、生物学的製剤、医療機器の3グループにわけて、それぞれで責任を持つて調査を実施しつつ、調査品目の多いグループには、他のグループから応援を出すなど柔軟な対応により、効率的な処理に努めた。

③ 調査業務を目的的かつ迅速に処理するために、厚生労働省の発出した「GMP/QMS調査要領について」の作成に協力するとともに、機関業務手順書の改正を行った。

④ 申請者に対して、申請時期等の留意事項を周知徹底するため、33回開催された講習会に講師を派遣した。

⑤ 全ての品目ににおいて、審査が終了する前に調査を終了した。また、機関における調査に6月を要するところ、実際の医療機器の調査期間の中央値は102.0日、6月以内に調査が終了した割合は100%であった。

・GMP調査業務を適切に管理するとともに、の検討を行い、改善を図る。

調査方策の迅速化・効率化のための改進の検討を行った。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 7 年 度 計 画	平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 績												
<p>・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。</p> <p>(※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO10)</p>	<p>・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成することを目標として実施するため、次の取組みを行う。 ①審査チームの強化を図るなど審査体制の強化を図ることも、業務の効率的運営のための改善を図る。 ②円滑な審査を実施するため厚生労働省と定期的に審査方針会議を実施するなどとともに、機関内において審査等業務を実施するため厚生労働省による連行管理の実施を行う。 ③審査、調査実施要領の遵守、審査開催情報の審査担当者への周知、業務手順書の整備等により業務を適切に管理する。</p> <p>(※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO10)</p>	<p>・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。</p> <p>(※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO10)</p>	<p>○ 希少疾患用医療機器及びその他の医療上特に必要性が高いと認められる医療機器(適用疾患が重篤であり、既存の医療機器又は治療方法と比較して、有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認められる医療機器)は、優先的に申請された品目は、17年度に申請の1件のみである。(現在審査中)。</p> <p>【優先審査品目の年度別承認件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>① GHTF等の運営委員会及び専門家会議等に参加するなど国際的な基準の整合性・調和に向けた取組みに積極的に参画する。 (GHTF 5回17人参加等) * GHTFとは：医療機器規制国際整合化会議 (Global Harmonization Task-Force)</p> <p>② 4月及び12月に台湾、5月にインドネシア、10月及び1月にFDA、2月にはシンガポールといった各国規制機関を訪問し、情報交換や交流に努めた。</p> <p>③ 米国やEUとの情報交換という観点からTV会議に必要な機器の整備について、これまでのところ、強いニーズがないことから、現状、審査等業務で使用しているもので対応する。</p>		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	○	5	4	4	2	0
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度										
○	5	4	4	2	0										

評価の視点	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)				
<p>○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標達成の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に進展しているか。</p> <p>(※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO 10)</p>	<p>○新医療機器等に関する審査対象製品の審査事務処理期間については、機構設立以前（16年3月以前）に申請がなされたもの、その後（16年4月以降）に申請がなされたもの、それぞれについて審査事務処理期間目標を十分に遵守して審査を行った。</p> <p>○医療機器についての審査要員の増強を進め、17年度より工学・歯学・医学等からなる審査チームによる審査を実施した。16年度以前の申請（審査件数）132件の処理を進め、17年度末で38件と大幅に減少させた。</p> <p>○中期計画及び16年度計画に示した16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成状況について、達成率は100%（5件中5件）であった。16年3月以前の申請分を含めると、達成率は82%（11件中9件）であり、審査期間中央値は7.7月と、16年度の12.7月と比べ、大幅に縮小した。</p> <p>○厚生労働大臣が指定した医療機器の優先審査品目について、中期目標期間終了時までに、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する目標とし、17年度に申請された優先審査品目は、17年11月申請の1件のみである（現在審査中）。</p> <p>○新医療機器審査のメトリックス管理（審査プロセス毎の事務処理期間の管理）システムを導入し、審査の透明性の向上及び進捗のより的確な管理を図った。</p> <p>○審査等業務で使用しているものは、TV会議による簡易相談を本格的に開始し、申請者の利便を大きく向上させた。</p> <p>○また、審査ににおいては、各審査担当間の整合性を図るために、審査等業務を的確に遂行するためには、審査及びこれに伴う手続き等審査等業務を委員長とする「審査実施要項」等に基づき業務を実施した。また、審査等業務進行管理委員会を毎月開催する等の取組みを継続して行った。</p> <p>○ICH等に参加することにより、国際的な基準の整合化に向けた取組みに積極的に協力し、機構として国際基準の整合性、調和の推進に尽力した。</p> <p>○以上のように、医療機器について、的確で迅速な審査を行うという目標達成に向けて、十分な進展を見せているものと考える。</p>	<p>○新医療機器の審査に係る目標達成率は100%であり、審査期間の中央値は7.7ヶ月と大幅に縮小している。</p> <p>○目標を上回る達成と理解している。</p> <p>○計画どおりの進捗である。</p> <p>○具体的数値情報に基づいて説明されており、判り易く評価できた。</p> <p>○医療機器審査の迅速な対応としては、成果があつた。TV会議による簡易相談を本格的に開始したことによる結果はどうなのかな。</p>	<p>○新医療機器の審査に係る目標達成率は100%であり、審査期間の中央値は7.7ヶ月と大幅に縮小している。</p> <p>○目標を上回る達成と理解している。</p> <p>○計画どおりの進捗である。</p> <p>○具体的数値情報に基づいて説明されており、判り易く評価できた。</p> <p>○医療機器審査の迅速な対応としては、成果があつた。TV会議による簡易相談を本格的に開始したことによる結果はどうなのかな。</p>	

中 期 目 標		平 成 17 年 度 計 画		平 成 17 年 度 の 業 務 の 実 繕	
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置
申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、優先相談、事前申請書等を適切に実施し、承認申請までに指導を提供する。医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、優先相談、事前申請書等を適切に実施し、承認申請までに指導を提供する。医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、優先相談、事前申請書等を適切に実施し、承認申請までに指導を提供する。医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、優先相談、事前申請書等を適切に実施し、承認申請までに指導を提供する。医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのるべき措置
○ 治験相談について、医療上特に必要性が高いと認められるものには、17年度において優先治験相談指定申請があり、うち17成分について「優先治験相談」に該当すると判定し、指定した成分のうち17年度中に実施希望があつた治験相談を12件実施した。	○ 治験相談について、医療上特に必要性が高いと認められるものには、17年度において優先治験相談指定申請があり、うち17成分について「優先治験相談」に該当すると判定し、指定した成分のうち17年度中に実施希望があつた治験相談を12件実施した。	※ 医療機器については、優先治験相談指定の申し込みはなかつた。また、医薬品、医療機器とも優先相談品目の基準適合性対面助言の申し込みはなかつた。	※ 医療機器については、優先治験相談の申し込みはなかつた。また、医薬品、医療機器とも優先相談品目の基準適合性対面助言の申し込みはなかつた。	① 新薬品による治験相談の日程調整について、治験相談など承認審査の一環が一杯の状況となり、17年3月に緊急措置として、半年先まで予約枠を1ヶ月分の受付を一時停止した。その後実施17年10月以降実施分の日程調整未までの暫定措置として、実施計画を4ヶ月前、19年4月ごとに1ヶ月分の実施可能日をホームページに掲載し、「相談区分」と「開発形態区分」の重要度に応じた決定基準(点数)により実施分を選定する新方式にて実施した(17年10月実施分(申込は7月)から適用)。	① 新薬品による治験相談の日程調整について、治験相談など承認審査の一環が一杯の状況となり、17年3月に緊急措置として、半年先まで予約枠を1ヶ月分の受付を一時停止した。その後実施17年10月以降実施分の日程調整未までの暫定措置として、実施計画を4ヶ月前、19年4月ごとに1ヶ月分の実施可能日をホームページに掲載し、「相談区分」と「開発形態区分」の重要度に応じた決定基準(点数)により実施分を選定する新方式にて実施した(17年10月実施分(申込は7月)から適用)。
・治験相談の待ち時間ととともに、対策を講じる。患者の増員を図るとともに、対策を講じる。関係者に要請する等、相談するようお願いする。	・治験相談の待ち時間ととともに、対策を講じる。患者の増員を図るとともに、対策を講じる。関係者に要請する等、相談するようお願いする。	・申込み時ににおける対面実施予定日が当初相談するため、実施期間ごとに申し込みを受け付けない旨を記載し、3ヶ月先と申込みを受け付けない旨を記載する。	・申込み時ににおける対面実施予定日が当初相談するため、実施期間ごとに申し込みを受け付けない旨を記載し、3ヶ月先と申込みを受け付けない旨を記載する。	・実施実績、業務手順書の見直し等を行い、対面相談から記録確定までの待機期間の達成にかかる自己目標の達成率の相談担当者への周知実施点検により、業務を適切に管理する。具体的には、対面相談から記録確定までの待機期間30勤務日を10%について、優先対面助言指定品目の第1回目対面助言までの期間30勤務日を50%について達成する。	・実施実績、業務手順書の見直し等を行い、対面相談から記録確定までの待機期間の達成にかかる自己目標の達成率の相談担当者への周知実施点検により、業務を適切に管理する。具体的には、対面相談から記録確定までの待機期間30勤務日を10%について、優先対面助言指定品目の第1回目対面助言までの期間30勤務日を50%について達成する。
・治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、承認に至る期間を短縮すること。	・治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、承認に至る期間を短縮すること。	・治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、承認に至る期間を短縮すること。	・治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、承認に至る期間を短縮すること。	・治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、承認に至る期間を短縮すること。	・治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、承認に至る期間を短縮すること。
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化
申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、優先相談、事前申請書等を適切に実施し、承認申請までに指導を提供する。医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、優先相談、事前申請書等を適切に実施し、承認申請までに指導を提供する。医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、優先相談、事前申請書等を適切に実施し、承認申請までに指導を提供する。医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	申請前相談を充実し、優先相談、事前申請書等を適切に実施し、承認申請までに指導を提供する。医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。

【治験相談の実施状況】

	14年度	15年度	16年度	17年度
治験相談申込件数	246	185	334	243 (339)*
治験相談実施件数	225	206	193	218
取 下 げ 件 数	—	—	23	14
合 計	225	206	216	232

*()は選定期間にによる再申込みを含めた延べ件数

- ③ 治験相談の処理期間については、17年度に記録が確定した193件のうち、記録確定まで30日以内であつたものは25件(13.0%)、また、17年度に申込みがあつた優先治験相談21件のうち、第1回目対面までの期間が30日勤務日以内であつたものは12件(57.1%)であり、いずれも目標を達成することができた。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務実績
オバイオ・ゲノムといった先端技術の急速な発展を視野に入れ、この分野における指導・審査技術水準を向上すること。	オバイオ・ゲノムといつた先端技術の評価については、中間目標通りととどまることなく、高度な知識を有する外部専門家を活用することで、新技術を応用した製品に評価指針の作成に協力することとした。	オバイオ・ゲノムといつた先端技術の評価については、高度な知識を有する外部専門家を活用することで、新技術を応用した製品に評価指針の作成に協力することとした。	<p>① バイオ・ゲノムといつた先端技術分野における指導・審査技術を進めらるることによる評価の実用化には、高水準を有する外部専門家を活用することとともに、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力することとした。</p> <p>② 新技術を応用した再生医療に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、申請資料作成留意点のとりまとめと学会等を通じた産学への情報提供を行い、指導・審査の円滑化を図った。</p> <p>③ 遺伝子組み換え技術を応用した新型インフルエンザワクチンの開発に對して開発の段階から必要な指導をを行うとともに、情報の収集のためWHO等の会議に職員を派遣した。</p> <p>④ 患者個人の遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響は、より適切な条件で医薬品を投与するため、ゲノム薬理学（ファーマコゲノミクス）を開発するところが期待されている。しかししながら、臨床試験ではまだ実施すべきか等についてはまだ検討の途中で、どのように利用するべきか等についてはまだ承認審査の中でも、多くの薬理学プロトコル（Pharmacogenomics Discussion Group (PDG)）を正式に公表させ科的な観点から情報収集を行っており、17年3月に公表された通知「医薬品の臨床試験における情報提供等について」に基づき、厚生労働省へ提出された資料に關し検討を行い、厚生労働省へ具体的なガイドライン作成に向けての検討を開始した。</p>

評価の視点		自己評定	B	評定	日	(理由及び特記事項)
○優先治験相談制度を創設し、承認申請までの指導の機会の増加を図るための取組みが既に実施しているか。						
○医療上特に必要性が高いと認められるものに対する優先治験相談制度(優先相談、事前申請資料確認)を創設し、承認申請までの指導の機会を増加する。また、治験相談の申込みから対面相談までの期間等を短縮するための取り組みが講じられているか。		<p>○新医薬品に係る治験相談については、17年度中に検査チームを2組増設して体制の強化を図ったほか、17年度末まで可能な限り日を本一週間に応じた決定基準(点数)とすることで、「開発形態区分」の重要度に応じた決定基準(点数)により実施区分を選定する新方式を実施するなど、必要な改善を行った。</p> <p>○さらには、18年3月には、6ヶ月間実施した治験相談の状況を踏まえ、18年7月実施分より新たに選定(抽選)漏れを防ぐために、1回の選定漏れに対しての点数加算や新規の国際共同開発を促すために、新有効成分の国際共同試験に対する点数加算をするなど決定基準(点数)を最適化することで、書面によるやるべきことを記載、從来の封筒式助言における言葉遣いを簡素化するなどとした。</p> <p>○彼らの改善策の結果、選定漏れによる重複を除いた243件の申込のうち、232件(実施:218件、取り下げ:14件)に対応し、17年度事業の重点事項とした220件の目標を達成した。</p> <p>○治験相談の処理期間については、17年度に記録が確定した193件のうち、記録確定まで30日勤務以内であったものは25件(13.0%)、また、17年度に申込みがあった優先治験相談21件のうち、第1回目対面までの期間が30日勤務日以内であったものは12件(57.1%)であり、いずれも目標を達成することことができた。</p> <p>○バイオ・ゲノムといつた先端技術分野における指導・審査技術水準を向上するところ外郭専門家を活用することとともに、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力した。また、機構内にケノム薬理学プロジェクトチームを正式に発足させ、科学的な観点から情報収集を行ふとともに、厚生労働省へ提出された資料に関し精査を行い、厚生労働省へ協力しながら、具体的なガイドライン作成に向けての検討を開始した。</p> <p>○新技术を応用した再生医療に係る国際評価指針の作成に協力するとともに、申請資料改留査点のとりまとめと学会等を通じた産学への情報提供を行い、指導・審査の円滑化を図った。</p> <p>○遺伝子組み換え技術を応用した新型インフルエンザワクチンの審査の迅速化を図るために、企業に対して開発の段階から必要な指導を行うとともに、情報の収集のためWHO等の会議に職員を派遣した。</p> <p>○以上のように優先治験相談制度の運用改善を行うとともに、想定以上の需要があるた治験相談の改善策を実施するなど、着実な進捗があつたものと考える。</p>				
○治療相談の実施件数の目標(「平成17年度の業務の実績」に記載)である220件を達成している。先駆的試みであるダノム薬理学に係るガイドライン作成に対しても検討を開始している。		<p>○中期計画に概ね合致している。</p> <p>○治験相談、審査等については、やはり審査側の人材が不足していると思われる。また、相談のやり方をどのように進めらるかが重要である。</p> <p>○「平成17年度の業務の実績」に記載の目標値に対して、これを達成しているが、いずれも大幅なものではなく、手段に高い評価は不可能と判断した。</p>				

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に 係る目標を達成するためにとるべき措置	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に 係る目標を達成するためにとるべき措置	<p>ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために、専門性の高い職員を計画的に採用するとともに、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の技能の向上を図る。</p> <p>ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために、専門性の高い技術者・団体を構築するため、国際的に見ても優秀な水准の技術の職員の技能の向上を図ること。</p> <p>ア・審査等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上させるこことにより、國民や医療関係者が安心して使用できる医薬品・医療機器を提供すること。</p>	<p>(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に 係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>① 職種別採用計画の策定や処遇、嘱託の勤務形態等の見直しの他、大手病院への訪問、ホームページや専門誌を活用した募集を行い、17年度の公募により、常勤職員47人、嘱託14人を採用（内定）した。</p> <p>② 特に入札確保が困難なGMP調査や生物統計職員については、中立性及び公正性に配慮しつつ民間企業から受け入れを容易にするため、就業規則に定める業務の従事制限につきましては、臨時的な特例措置を設けたこと等により、17年度は7名を採用した。</p> <p>③ 初修委員会において了承された外部門研修等についても、関係各部に対し、積極的に情報提供を行っている。</p> <p>④ 審査・安全管理業務に必要な要素を身につけけるための特別研修に、国内外から講師を招き、昨年度よりも他分野にまたがり、また、回数についても非常に多く、特に研修を開催した（16年度7件、17年度16件）。</p> <p>① GMP/QMS調査従事者（顧問、嘱託を含む。）についても、計画的に公募を実施し、17年度は8名を採用し、16年4月の発足時に7名であったが、18年4月には26名体制とした。</p> <p>② 国立保健医療科学院における研修、厚生労働省主催のGMP合同検査研修等について、年間計画に基づき参加した。また、経済産業省研究所が実施する基準試験研修、PICSが実施するセミナー、米国医療器具品協会(MITRA)主催の査察官研修にも参加した。</p> <p>③ 17年度からGMP適合が承認要件となり、今後、GMP調査件数が増加することが見込まれることから、GMP調査業務の標準業務手順書に対する模擬検査も実施した。</p> <p>④ 17年度からGMP適合が承認要件となり、今後、GMP調査件数が増加することとともに、調査業務の効率的な実施手法について検討を改正することも、調査業務の効率化を図ることとした。</p> <p>○ 職員の配置に当たっては、職員の知識経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由以外の短期間の異動は基本的に行わないこととした。</p> <p>○ 審査及び安全管理等における専門的意見を聞くため、16年度より外部の専門家に対し、当機構専門委員としての委嘱者数は、847名（18年3月31日現在での委嘱者数は、847名）</p> <p>○ 17年度において、審査・調査業務を迅速かつ効率的に進め、中期目標・中期計画を達成するには、以下のシステム開発が急務であったことから、システム開発等を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 17年4月のectDの導入による承認審査システムの整備 2) GMP調査の連携管理を含む承認申請に係るGMP、GLP、GCP調査等の情報を新申請審査システムへ反映

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 7 年 度 計 画	平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 績
			<p>3) 審査部門の各部において、他部の承認審査内容等情報を参照するための参照権限で審査系システムにアクセス可能とするシステムの整備</p> <p>4) 各種統計表の作成システムの構築を含む中期目標・中期計画で示した目標（審査事務処理期間）の達成状況等が把握できるシステムの整備</p> <p>5) 各品目の審査担当者の履歴管理、照会内容等の整理とともに、審査時間の入力により原価計算を行えるようにするシステムの整備</p> <p>6) 乗車法第69条の2の規定に基づくGMPの立入検査等に関する各システムの機能追加</p> <p>① 国際業務の体制強化のため、派遣職員による増強を行い、「16事業年度業務報告」の英語版を完成させた。</p> <p>② FDAのCDERへ18年3月から、EMEA（安全対策部門）へも18年2月から職員を研修生として派遣し、先方規制状況、業務方法等について調査及び情報交換を行っている。</p> <p>③ 10月にシンガポールから2名を受入れ、また、JICWELS研修生に対して講義を行った。</p> <p>④ ICH、GHTF、WHO等の国際会議に参加し、国際的なガイドライン作成等につき、関係諸国との協力を推進した。</p> <p>⑤ 11月には、APEC会議に参加し、アジア諸国との協力体制の端緒を開いた。</p> <p>⑥ 17年3月より6ヶ月間、FDAに職員1名を、18年2月から6ヶ月間、EMEAに職員1名を、それぞれ研修生として派遣した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)				
○ 檜山等業務及び安全管理業務の質の向上を図るための各種取組みが講じられているか。 (具体的取り組み) ・業務等の目標に応じた系統的研修機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修委員会において定めた基本方針及び研修年度計画に従い、特別研修等各重研修を実施し、個々の職員の養成や能力に応じた研修を実施し、職員の新たな知識の習得、技術の向上に努めた。 ○ 職員の配置に当たっては、職員の知識経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由以外の短期期間の異動は基本的に行わないこととした。 ○ 檜山及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な重要な事項についての専門的意見を聽くため、16年度より外部の専門家に対して、担当機関専門委員としての委嘱手続きを行っている。(18年3月31日現在での委嘱者数は、847名) ○ 異なる分野の業務への職員の異動を行わない。 	<p>○ 人材の調達、育成、ITも含めた体制整備、外部との連携や外部者の活用等、その成果を評価できた。</p> <p>○ 専門職員の研修に積極的で、アジア等国際的活動も活発である。審査、安全対策業務等の支援システムの構築にも着手している。</p> <p>○ 海外派遣による人材育成などに積極的に取り組んでおり、大幅な改善がみられた。</p> <p>○ 中期計画に概ね合致している。</p> <p>○ 目標を達成していると理解している。しかし、グローバルなハーモナイゼーションには更に努力し、早期治癒を実施してほしい。</p>		
・短期間で異なる分野の業務への職員の異動を行わない。				
・適切な知見を有する外部専門家の活用				
・情報支援システムの18年度までの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 檜山・調査業務を迅速かつ効率的に行い、審査支援システムの充実を行った。また、新たに新医薬品の承認審査資料の電子的データ(eCTD)の受け入れシステムを整備したことで、より効率的に行うことなどが可能となつた。 ○ 欧米の規制当局との連携の強化を図るとともに、治験が実施されているアシア諸国との連携を積極的に行つた。 ○ 以上のように、審査・安全管理業務の職員の確保・研修等質の向上のため、十分な成果を上げたものと考える。 			
・欧米やアジア諸国との規制当局との連携				

中期目標		平成17年度計画		平成17年度の業務の実績	
<p>((2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上)</p> <p>患者それぞれの特性に着目し、当該患者に量も有効でかつ安全な医療を提供できるよう支援するとともに、当該技術製品に係る治験を円滑に実施すること。</p>	<p>((2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上)</p> <p>上に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>イ・中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用する製品に係る医療品評価など新技術を応用するよう支援するとともに、当該技術製品に係る治験を円滑に実施すること。</p>	<p>(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</p> <p>上に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>イ・ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用する製品に係る医療品評価など新技術の作成に協力する。</p>	<p>(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</p> <p>上に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>イ・ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用する製品に係る医療品評価など新技術の作成に協力する。</p>	<p>① ベイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術・評価指針においては、高水準を向上するこころが求められており、その評価とともに、新技術を応用して、外部専門家を活用するなどして、新技術を応用することとした。</p> <p>② 新技術を応用するこころが求められる国に評価指針の作成に協力することとした。</p> <p>③ 番査子細み換え技術を応用した新型インフルエンザワクチンの番査の迅速化を図るために、企業に対して開発の段階から必要な指導を行った。</p> <p>④ 患者個人の遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響により適切な条件で医薬品を投与するため、患者個人ごとに、より適切な条件で医薬品を投与するため、ゲノム薬理学（ファーマコゲノミクス）を医薬品開発へ応用することとした。しかしながら、臨床試験はまだまだ承認すべき点も多いため、機構内にゲノム薬理学プロジェクトチーム（Pharmacogenomics Group(PDG)）を正式に公表され、科学的な観点から情報収集を行うとともに、17年3月に公表された通知「医薬品の臨床試験におけるファーマコゲノミクスの利用指針の作成に基づいて」に基づき、厚生労働省が医薬品開発への情報提供等に協力しながら具体的なガイドラインを作成に向けた検討を行った。</p> <p>⑤ 国内における治験の質的向上を図るために、医療機関等における医療の普及や、ホームページ、広報等の活用により、医療関係者、患者への啓発を行った。</p> <p>⑥ GCP実地調査について、16年度73件（品目数）から17年度131件（品目数）へと増え、適正な治験の普及等における助言を行った。</p> <p>⑦ 16年度から実施したホームページの情報、治験届出件数や副作用報告件数等の更新を随時行った。</p> <p>⑧ 医療関係者に対する研修修生の派遣元である医療機関の治療体制の整備促進に寄与することを目的とし、医療機関の薬剤師、看護師等を対象とした「治験コードネータ－養成研修」（17年9月に講義研修、17年10月～18年2月まで実習研修）を実施した。</p> <p>⑨ また、効果的な治験推進体制の普及を図るため、治験推進地域ネットワーク事業として、地域の中核的な病院、診療所、SMO（治験施設支援機関）等が相互に連携し、臨床データの収集・集積を行い、治験業の重篤な副作用への対応等について連携し、治験業務を効率的に実施する中核医療機関に対する助成金を交付する事業を行った。</p> <p>⑩ 以下3ヶ年計画の2年度目である17年度は、16年度に引き続き、千葉大学医学部附属病院（千葉県千葉市）、特定医療法人祥和会（千葉県千葉市）、大田記念病院（千葉県千葉市）、特定医療法人祥和会（千葉県千葉市）</p>	<p>・国内における治験の質的向上を図るために、医療機関等における医療の普及や、ホームページ、広報等の活用により、医療関係者、患者への啓発を行った。</p> <p>・中期目標期間を通じ、国内における治験の質的向上を図るために、医療機関等における医療調査等を階層化して、ホームページ、広報等の活用により、医療関係者、患者への啓発を行った。</p>

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 7 年 度 計 画		平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 績	
評価の視点		自己評定		A		A	
	(理由及び特記事項)						
○ ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国における品質指針・審査技術水準を作成に協力するとともに、国内における治験の質的向上を図るために、医療機関等の実地調査や適正な治験の普及啓発の取組みが講じられているか。	<p>○ バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術指針を作成するところがやめられていないことから、その評価面について、高精度な知識を有する外部専門家を活用したことでも、新技術を応用した製品に係る国における品質指針の作成に協力した。</p> <p>また、機関内にゲノム薬理学プロジェクトチームを正式に発足させ、科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力をしながら、具体的なガイドライン作成に向けての検討を開始した。</p> <p>○ 新技術を応用した再生医療に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、申請資料作成留意点のとりまとめと学会等を通じた産学への情報提供を行い、指導・審査の円滑化を図った。</p> <p>○ 遺伝子組み換え技術を応用した新型インフルエンザワクチンの審査の迅速化を図るため、企業に対して開発の段階から必要な指導を行うとともに、情報の収集のためWHO等の会議に職員を派遣した。</p> <p>○ 国内における治験の質的向上を図るため、GCP実地調査の件数を前年度より増やし、これによる医療機関への助言例をホームページに掲載した。また、医療関係者において、指摘が多い事例を出席する学会、講習会等において、最近の新薬審査、開発担当者が気づいた問題点を繰り返し解説した。推進地域ネットワーク事業を昨年度に引き続き実施した。</p> <p>○ 以上のように、十分成果を上げたものと考える。</p>	<p>○ 外部専門家を活用し、ガイドライン作成に向け検討に入っている。GCP実地調査件数も増えている。ホームページ上で積極的に情報公開を行い、普及啓発に力を入れていていることでも見えてれる。国際的に急速に発展を遂げている医薬品の研究開発に追従した新技術の吸収と可能な限りの情報活用に努力している。WHO等国際会議まで職員を派遣している。限られた人員、予算の中ではあるが、更なる活発な活動を期待する。是非とも、国際的共同臨床開発の基盤を確立してほしい。</p> <p>○ バイオ、ゲノム等、難しい専門分野の審査にも取り組んでいることを評価している。外部専門家の活用が効果を上げている。</p> <p>○ 本項目は極めて重要であり、努力は評価できる。</p> <p>○ 中期計画に概ね合致している。</p> <p>○ 説明により、当該分野への機構としての対応を充分に理解できた。</p> <p>○ 再生医療に關して國民の強い要望があると思われるが、具体的な成果がない。より一層順調に進むよう、研究、検討に努力をお願いしたい。</p>	<p>○ 機構が実施しているGCP調査等において、指摘が多い事例をホームページに掲載した。また、学会の講演等を行った。</p> <p>○ さらに、機構内に設置した「治験問題検討委員会」において、検討した。</p>				

中期目標		平成17年度計画		平成17年度の業務の実績																			
((2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上)	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上 （上に係る目標を達成するためにとるべき措置）	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向 （上に係る目標を達成するためにとるべき措置）	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向 （上に係る目標を達成するためにとるべき措置）	(新医薬品の審査報告書) ① 新医薬品はその中で審査する品目（以下、「審議品目」といふ。）に分類され て報告する。新医薬品部会の品目（以下、「報告品目」といふ。）に分類され て報告する。新薬承認情報のうち、審議品目にについてには、審査の状況 を速やかに「審査報告書」と当該品目の申請者が申請品目に提出した添付資料の概要をまとめた「申請資料の概要」、報告品目にについて添付資料の概要をまとめた「審査報告書」を情報提供の対象にしている。	(新医薬品の審査報告書) ② この情報提供は、厚生労働省医薬局審査管理課長通知に基づき、各々74 品目ごとに関係企業との公表内容の調整を行った上で実施するこ ととしている。 ③ 17年度には、審査報告書及び申請資料の概要について、企業側の協 力を得て、承認日から公表までの期間を37.5日と大幅に短縮した。																		
審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するること	業務の透明化を推進するため、優先審査の結果を含む審査報告書やその他審査等業務及び安全対策業務に係る情報を速やかに提供する。	業務の透明化を推進するため、優先審査の結果を含む審査報告書やその他審査等業務及び安全対策業務に係る情報を速やかに提供する。	業務の透明化を推進するため、優先審査の結果を含む審査報告書やその他審査等業務及び安全対策業務に係る情報を速やかに提供する。	【新医薬品の審査報告書及び資料の概要の公表状況】	【新医薬品の審査報告書及び資料の概要の公表状況】																		
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>16年度</th><th>17年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査報告書</td><td>35件 (74日)</td><td>74件 (37.5日)</td></tr> <tr> <td>資料の概要</td><td>16件 (104日)</td><td>57件 (112日)</td></tr> </tbody> </table> <p>注) () 内は、承認日から公表までに要した日数。これは、企業側の作業を含んだ日数である。</p>		16年度	17年度	審査報告書	35件 (74日)	74件 (37.5日)	資料の概要	16件 (104日)	57件 (112日)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>16年度</th><th>17年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査報告書</td><td>35件 (74日)</td><td>74件 (37.5日)</td></tr> <tr> <td>資料の概要</td><td>16件 (104日)</td><td>57件 (112日)</td></tr> </tbody> </table> <p>注) () 内は、承認日から公表までに要した日数。これは、企業側の作業を含んだ日数である。</p>		16年度	17年度	審査報告書	35件 (74日)	74件 (37.5日)	資料の概要	16件 (104日)	57件 (112日)
	16年度	17年度																					
審査報告書	35件 (74日)	74件 (37.5日)																					
資料の概要	16件 (104日)	57件 (112日)																					
	16年度	17年度																					
審査報告書	35件 (74日)	74件 (37.5日)																					
資料の概要	16件 (104日)	57件 (112日)																					

中 期 目 標		平 成 1 7 年 度 計 画		平 成 1 7 年 度 計 画		平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 績	
エ	その他の審査等業務及び安全対策業務の信頼性向上に資する措置をとること。	エ	医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えなく不具合の発生率を把握し、中期目標期間終了時までに不具合に不具合を実施する体制を構築する。	エ	医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えなく不具合の発生率を把握し、中期目標期間終了時までに不具合に不具合を実施するため、科学的な評価を実施する体制を構築する。	エ	医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えなく不具合の発生率を把握し、中期目標期間終了時までに不具合に不具合を実施するため、科学的な評価を実施するため、特定の品目について情報の収集の開始及び評価方法の検討を行う。
エ	医療機器添付文書情報等の改訂指示16件(累計147件) 医薬品医療機器安全情報12件(累計80件) 医薬品医療機器資料6件(累計40件) 厚労省報文書情報誌613枚(累計11,819枚) DSU医薬品添付文書情報10件(累計21件) 医療機器安全対策連絡通知集(自主点検通知45件、使用上の注意の改訂指示通知20件、医療機器関連通知38件、計103件)	エ	医療機器添付文書情報1,524件 添付文書改訂情報等メール自動配信システム 副作用が疑われる症例報告(16年4、5月分) 不具合が発見された症例報告(16年4、5月分) 情報提供業務の向上に資するためのWEB型アンケートの実施 患者向医薬品ガイド(25成分)	エ	医療機器添付文書情報等の改訂指示16件(累計147件) 医薬品医療機器安全情報12件(累計80件) 医薬品医療機器資料6件(累計40件) 厚労省報文書情報誌613枚(累計11,819枚) DSU医薬品添付文書情報10件(累計21件) 医療機器安全対策連絡通知集(自主点検通知45件、使用上の注意の改訂指示通知20件、医療機器関連通知38件、計103件)	エ	医療機器添付文書情報等の改訂指示11件(医薬品外品23件、化粧品121件、医療機器692件、合計1,453件)
エ	【回収関係】 ①回収情報(医薬品617件、医療機器情報692件、合計1,453件)	エ	【新規コンテンツ】 ①医療機器添付文書情報1,524件 ②添付文書改訂情報等メール自動配信システム ③副作用が疑われる症例報告(16年4、5月分) ④不具合が発見された症例報告(16年4、5月分) ⑤情報提供業務の向上に資するためのWEB型アンケートの実施 ⑥患者向医薬品ガイド(25成分)	エ	【回収関係】 ①回収情報(医薬品617件、医療機器情報692件、合計1,453件)	エ	【新規コンテンツ】 ①医療機器添付文書情報1,524件 ②添付文書改訂情報等メール自動配信システム ③副作用が疑われる症例報告(16年4、5月分) ④不具合が発見された症例報告(16年4、5月分) ⑤情報提供業務の向上に資するためのWEB型アンケートの実施 ⑥患者向医薬品ガイド(25成分)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 17 年 度 計 画		平 成 17 年 度 の 業 務 の 実 績	
評価の観点		自己評定		A		評 定 A	
(理由及び特記事項)							
○厚生労働省や関係企業と協力し、審査報告書や新薬承認情報及び安全対策業務に係る情報を的確に医療品情報提供システムに掲載し、国民へ情報提供を行っているか。							
○医療機器情報提供システム（ホームページ）において、新医薬品（医療機器添付文書情報、添付文書改訂情報等）の新規コンテンツ（医療機器添付文書情報、添付文書改訂情報等）を掲載するためのWEB型アンケート、患者向け医薬品ガイド）を設けるなどして、既存のコンテンツについても新規データの迅速な掲載（コンテンツ受領2日以内）を行った。							
○医療機器情報提供システム（リクエスト回数は、16年度の124%の約2,9億回）に達し、医薬品・医療機器の審査安定期間に、相当の役割を果たし得たと考えている。							
○17年度公表した新医薬品の審査報告書は74件、承認から公表までに要した日数は、37.5日と16年度に比べて大幅に改善した。							
○新医療機器は、公表対象となるすべての審査報告書の公表を完了した。							
○恒込み型医薬品注入器に関する調査については、分科会を設置・開催し、具体的な実施要綱の作成及び調査参加施設の確定を行つた。また、厚労科学研究会議及びWG会議に出席し情報の収集等を行つた。さらに、ペースメーカーに接続する恒込み型リードを対象とした臨時的な不具合発生率等のデータ収集に向け、プロトコールの作成及び分科会委員の選定に着手している。							
○以上のように、十分な進捗が得られていると考える。							
○医療機器の構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、科学的に医療機器の安全性を評価する体制の構築が図られているか。また、ペースメーカーなど埋め込み型医療機器の高いリスクの緊急状況に係るデータを収集し、安全性を評価するシステムの整備が図られているか。							
(3)収集、整理、調査等の担当職員の質の向上を図るために、学会研修会等（14回に延べ21人参加）における情報の収集に努めた。							
(4)厚生労働省との連携を円滑に行うとともに、効率的な業務を図るために標準業務手順書（SOP）を作成した。							
(5)毎週、厚生労働省との連絡会を医薬品、医療機器それぞれについて開催し、情報交換及び協議に努めた。							
(理由及び特記事項)							
(理由及び特記事項)							
(理由及び特記事項)							
(理由及び特記事項)							
(理由及び特記事項)							

平成17年度の業務実績			
中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務実績
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するための手法	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するべき指標	
医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者との危機管理（リスクマネジメント）体制を強化すること。	新規手法の導入 複数の企業から収集した副作用等情報を用いて、副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずるため、データマイニング手法（企業や医療機関から報告を受けた副作用等情報を用いて分析手法など）を用いて、具体的な手法を抽出する。また、この手法について、詳細に検討すべき副作用等を抽出する。	新規手法の導入 複数の企業から収集した副作用等情報を用いて、副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずるため、データマイニング手法（企業や医療機関から報告を受けた副作用等情報を用いて分析手法など）を用いて、具体的な手法を抽出する。また、この手法について、詳細に検討すべき副作用等を抽出する。	
医薬品の使用時の安全性情報を発見・解析を行う研究、導入すること。	医薬品の副作用等情報を収集した上で、特定の品目と副作用の発現頻度を組織化し、情報交換ネットワークを構築する。また、このネットワークを用いて、医療機関等に情報を提供する。また、このネットワークを用いて、医療機関等に情報を提供する。	医薬品の副作用等情報を収集した上で、特定の品目と副作用の発現頻度を組織化し、情報交換ネットワークを構築する。また、このネットワークを用いて、医療機関等に情報を提供する。	
医薬品・医療機器の使用による効率的・効果的な安全性情報を収集する。	医薬品の副作用等情報を収集した上で、特定の品目と副作用の発現頻度を組織化し、情報交換ネットワークを構築する。また、このネットワークを用いて、医療機関等に情報を提供する。	医薬品の副作用等情報を収集した上で、特定の品目と副作用の発現頻度を組織化し、情報交換ネットワークを構築する。また、このネットワークを用いて、医療機関等に情報を提供する。	
IT技術の活用等による効率的・効果的な安全性情報を収集する。	医薬品の副作用等情報を収集した上で、特定の品目と副作用の発現頻度を組織化し、情報交換ネットワークを構築する。また、このネットワークを用いて、医療機関等に情報を提供する。	医薬品の副作用等情報を収集した上で、特定の品目と副作用の発現頻度を組織化し、情報交換ネットワークを構築する。また、このネットワークを用いて、医療機関等に情報を提供する。	

評価の観点	(理由及び特記事項)		評定	A
	自己評定	A		
<p>○副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずる観点から、企業や医療機関等からの副作用等情報を用いたデータマイニング手法による結果、中期目標期間終了時までに安全対策業務に導入され、適宜公表されているか。</p> <p>(具体的取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16～17年度に研究を実施 ・18年度に手法の確立 <p>○副作用情報の解析の精度を高めるために、情報収集拠点医療機関ネットワーク構築に向けた取り組みが着実に進められているか。</p> <p>○薬物治療法収集事業にとつてメリットのある副作用情報等の提供が行われているか。</p> <p>○医薬品の副作用・感染症等情報について、電送化率目標達成に向けた取り組みが認じられ着実に進展しているか。</p> <p>(具体的取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電送化率年平均80%以上（中期目標期間終了時） <p>○医療機関・薬局等からの副作用・感染症等報告についての情報処理が、厚生労働省とオンラインにより行われるよう取組みが講じられているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○データマイニングの作業は専門に進むないとみられる。電送化率は十分に目標を達成している。厚生労働省と機構のオンライン化は完了した。 ○副作用の未然防止のための手法が積極的に取り入れられるごとにについてのデータ収集及びデータベース化評価する。また、抗がん剤併用療法についてのデータ収集（マニュアル作り）に向けて、より一層推進してほしい。 ○目標を上回るネットワークの構築であると思われる。 ○拠点医療機関ネットワークの構築に向けた試行調査として抗がん剤併用療法実態把握調査を開始した。また、厚生労働省が検討を始めた小児薬物療法収集事業に併せて、小児薬物療法に対する拠点医療機関ネットワーク試行調査の準備を開始した。 ○17年度の過年実績で86.4%の電送化率を達成し、中期計画の目標達成に向け着実に進展させることができた。 ○厚生労働省のシステム開発に協力し、医療機関等からの副作用等報告についての情報処理について、厚生労働省・機構間でオンライン化を実施した。 ○以上のように、十分な進歩が得られていると考える。 			

平成17年度の業務の実績					
中期目標		中期計画		平成17年度計画	
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化		(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標		(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標	
収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック等による市販後安全体制の適正使用情報の提供手続を確立すること。 全性情報提供体制を確立すること。	情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立	情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 企業へのフィードバック ・企業における危機管理体制の充実に資するため、医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうち自己製品による情報に係る情報収集を行って、引き続き検討を進め、システムの基本設計を行う。	情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 企業へのフィードバック ・企業における危機管理体制の充実に資するため、医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうち自己製品による情報に係る情報収集を行って、引き続き検討を進め、システムの基本設計を行う。	情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 企業へのフィードバック ・企業における危機管理体制の充実に資するため、医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうち自己製品による情報に係る情報収集を行って、引き続き検討を進め、システムの基本設計を行う。	情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 企業へのフィードバック ・企業における危機管理体制の充実に資するため、医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうち自己製品による情報に係る情報収集を行って、引き続き検討を進め、システムの基本設計を行う。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 7 年 度 計 画	平 成 1 7 年 度 の 业 務 の 実 績
<p>＜医療関係者へのフィードバック＞</p> <p>・医療関係者向けの情報提供について以下の措置を講じる。</p> <p>①医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂の根拠となつた症例など、副作用・不具合症例に係る情報を提供する。</p> <p>②医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指示を、平成16年度中に掲載する。</p> <p>③医療用医薬品の添付文書の改訂情報等についてインターネットで提供する。また、希望する医療関係者にメールで当該情報を提供する。</p> <p>④医療用医薬品の添付文書情報について、厚生労働省が検討した結果を踏まえ、階層的により詳細な情報をアクセスできるシステムの設計及び作成に着手する。</p> <p>⑤患者に対する服薬指導に使用できる情報の提供の充実を図る。</p>	<p>＜医薬品・医療機器の安全性情報の提供＞</p> <p>・インターネット等を利用し、医薬品・医療機器の安全情報を医療関係者をはじめ、広く国民に提供するため以下の措置を講じる。</p> <p>①医療用医薬品の添付文書の設定・改訂の根拠となる症例に係る情報提供について、新医薬品への拡大を引き続き、検討する。</p> <p>②医療機器の不具合症例に係る情報の提供を開始する。</p> <p>③医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指示を、2日以内に行う。</p> <p>④医療用医薬品の添付文書の改訂情報を、また、希望する医療関係者には、メールで当該情報を提供する。</p> <p>⑤医療用医薬品の添付文書情報について、階層的により詳細な情報にアクセスできるシステムのあり方にについて厚生労働省が検討した結果を踏まえ、企業が作成した階層化情報の提供を平成18年度までに開始する。</p>	<p>①次年度のシステム開発のため、現行システムの応用の可能性を検討するため、審査部門と打ち合わせを行った。</p> <p>②新医薬品の添付文書の設定の根拠症例に係る情報提供の方策について、審査部門と関係団体の間で、打ち合わせを行った。</p> <p>○厚生労働省担当部局と協議のうえ、標準業務手順書を作成、運用し、2日以内のWEB掲載を達成している。</p> <p>○医療用医薬品添付文書情報については、インターネットにより18年3月現在で、11,819件の提供を行った。また、添付文書情報から各種の安全性情報とともに添付文書改訂情報、クラス1回収情報等の安全性情報をメールで提供する「医薬品・医療機器情報サービス」を17年8月に開始した。18年3月末で約3,000件の配信先登録がなされた。</p> <p>○医療用医薬品添付文書情報については、インターネットにより承認情報等の情報コンテンツを医薬品医療機器情報提供ホームページへ承認するなどとともに、添付文書情報との間にリンクを設けし、利便性を向上させた。なお、厚生労働科学研究・産用医薬品の添付文書情報等による情報提供のあり方及びその補完的役割を担うITによる情報提供に関する研究の検討状況の把握に努めた。</p> <p>①患者説明ガイド、新副作用オンラインリスト情報、根拠症例情報、承認情報等の情報を、原則として毎月に更新する。なお、厚生労働科学研究・産用医薬品の添付文書情報等による情報提供のあり方及びその補完的役割を担うITによる情報提供に関する研究の検討状況の把握がなされた。</p> <p>②医療機器の添付文書情報をホームページ上で閲覧ができるよ</p> <p>う17年7月から運用を開始した。</p> <p>○インターネットでの医療機器の添付文書情報の提供については、前年度のシステム開発を受け、ヒナリ・ハント情報の分析結果等閲覧情報を、医療機器に対する情報提供を開始する。</p> <p>○厚生労働省担当部局での医療機器の添付文書情報の提供については、開発の前倒しを行い、試験運用を経て17年6月に開始した。</p>	

評価の根拠	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)				
○医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうち、自社製品に係る情報に企業からアクセスできるシステムの構築が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の保有する副作用情報に対する企業等のアクセスに開設する基本的な考え方について機構内で検討を実施し、ライリストの公表を開始した。 ○ 企業に対する相談・助言に関する相談申込票等をホームページに掲載するなどして、より適切な相談・助言業務を目指して、面会記録概要を作成し、機構内部において面会当事者以外の者にも助言内容に問題がないか確認することとし、計1,166回の面談を実施した。 ○ 専門委員の委嘱、検討会の開催等によるヒヤリ・ハット情報の分析や市販直後品目の勉強会の実施など、企業相談を適切に行なった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談・助言事業、医療関係者への情報提供事業に積極的に取り組んでおり、成果も順調に伸び上がっている。 ○ 中期計画に概ね合致している。 ○ 医療機器についても、添付文書情報を提供するようにしたことは評価できる。 ○ 他社の報告した情報の公表の開始等については評価できる。 ○ システム開発は評価でき、具体的な効果もあった。 	○	
○中期計画に掲げる企業に対する相談・助言事業が適切に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に掲げられた医療関係者への情報提供事業が適切に実施されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の取り組みにより、医療関係者への情報提供サービスの向上を行つた。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 医療用医薬品の添付文書情報 2) 医療機器の添付文書情報 3) 医療安全情報のデータベース化による情報提供 4) 医薬品医療機器情報配信サービス 5) 医薬品副作用症例の公表 6) 医療機器不具合症例の公表 7) 患者向医薬品ガイドの公表について 	○	

中 期 目 標	平 成 17 年 度 計 画	平 成 17 年 度 計 画	
		16年度	17年度
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化 エ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係企業へのフィードバックの利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、綿密な安全性情報提供体制を確立すること。	<患者への情報提供> ・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。 <一般消費者・患者への情報提供> 上記に加え、一般消費者・患者に対して、次の事業を実施する。 ・医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。	(3) 情報管理体制の強化に係る目標 エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 を達成するためにとるべき措置	(3) 情報管理体制の強化に係る目標 エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 を達成するためにとるべき措置
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化 エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立			

- ① 消費者くすり相談について、引き続き昼休み時間を含めた相談サービスを実施した。
- | | 16年度 | 17年度 |
|------|---------------------|----------------------|
| 電話件数 | 7,137件
(29.6件/日) | 7,741件
(30.0件/日) |
| 相談件数 | 8,790件
(36.5件/日) | 10,505件
(43.4件/日) |
- ② 消費者医療機器相談サービスを17年7月に開始した。
- | | 16年度 | 17年度 |
|------|------|------------------|
| 電話件数 | | 166件
(1.0件/日) |
| 相談件数 | | 323件
(1.9件/日) |
- ③ 相談業務の改善に向けて自治体、業界団体等の医薬品・医療機器の相談事務関係者との情報交換会を開催し、情報収集に努めた。

中 期 目 標		中 期 計 画	平 成 17 年 度 計 画	平 成 17 年 度 の 業 務 の 実 繕
・また、厚生労働省においては、企業における検討結果を踏まえ、平成18年度までに企業が作成する以下の情報インターネット上で、自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発見等について、患者に不可欠の説明文書を提供する。	・厚生労働省や企業における検討結果を踏まえ、平成18年度までに企業が作成する以下の情報インターネット上で、自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発見等について、患者に不可欠の説明文書をまとめた自己点検表	・厚生労働省や企業における検討結果を踏まえ、平成18年度までに企業が作成する以下の情報インターネット上で、自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発見等について、患者に不可欠の説明文書をまとめた自己点検表	○厚生労働省が作成する以下の情報インターネット上で、自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発見等について、患者に不可欠の説明文書をまとめた自己点検表	○厚生労働省が作成する以下の情報インターネット上で、自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発見等について、患者に不可欠の説明文書をまとめた自己点検表
①自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発見等について、患者に不可欠の説明文書	②発現の可能性が高い既知の重篤な副作用の初期症状等をまとめた自己点検表	①自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発見等について、患者に不可欠の説明文書	①自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発見等について、患者に不可欠の説明文書	①自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発見等について、患者に不可欠の説明文書

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 7 年 度 計 画	平 成 1 7 年 度 の 業 務 の 実 績						
	<p>・情報提供業務の向上に資するため、一般消費者、医療関係者に対する調査に向け、一般消費者、医療関係者に予定している情報について、年次までに調査を行い、情報の受け手のニーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善に反映する。</p>	<p>・情報提供業務の向上に資するため、平成18年度に予定している調査に向け、一般消費者、医療関係者に対する調査について現状について現状等を検討する。</p>	<p>① 17年度には、機構の情報提供ホームページに約2.9億回のアクセスがあることなどを確認し、(16年度は約2.3億回)、その掲載内容、情報量について、月毎に状況把握を実施した。</p> <p>② 情報の受け手のニーズや満足度の分析を行うことを目的として、WEB型アンケートを実施した。ホームページに時間がかかる」等に対応するため、「利用できない又は「検索に時間がかかる」等に対応するため、18年3月下旬に検索サーバーの増強を行った。</p>						
評価の課題	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自己評定</th><th>A</th><th>評 定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(理由及び特記事項)</td><td></td><td>A</td></tr> </tbody> </table>			自己評定	A	評 定	(理由及び特記事項)		A
自己評定	A	評 定							
(理由及び特記事項)		A							
	<p>○中期計画に掲げられた医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務が適切に実施されているか。</p> <p>○企業が作成する患者向けの説明文書や発現の可能性が高い既知の重篤な副作用の初期症状等をまとめて自己点検表がインターネットを活用して提供されているか。</p> <p>○個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務及び審査等業務との連携を通じて、承認から救済まで一貫した安全性の評価の実施へ向けた取組みが講じられているか。</p> <p>○一般消費者や医療関係者に対して提供した情報について平成18年度までに調査した情報の受け手のニーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善へ向けた取組みが講じられているか。</p>	<p>○一般消費者・患者が、医薬品を安全かつ安心して使用するよう、一般消費者や患者からのくすり相談業務を引き続き実施するとともに、消費者医療機器相談を、17年7月に開始した。</p> <p>○患者向けの情報提供を充実させるため、厚生労働科学研究費研究班の作成した添付文書から、患者向医薬品ガイドへの譲禁表、副作用用集等を踏まえ作成された患者向医薬品ガイドの掲載を18年1月から開始した。</p> <p>○審査等業務で行われる専門協議、部会等に参加し、承認前から新たに承認される医薬品の情報収集を行ない、注目すべき副作用を明確にし、市販直後からの安全対策に役立たせた。また、被害救済業務で支給又は不支給となつた救済申請に際する情報漏洩を個人情報保護法でライセンストとして入手し、不適切な情報から安全対策を講じることが必要であることを検討を行うこととした。</p> <p>○情報提供業務の向上に資するため、17年度約2.9億回のアクセスがあることを確認した。(16年度は約2.3億回)。また、18年度に予定している調査に向けて一般消費者、医療関係者に対して提供している情報について現状を把握するために、機構の情報提供ホームページの掲載内容、情報量について、月毎に状況把握を実施。</p> <p>・情報の受け手のニーズや満足度の分析をして、WEB型アンケートを取り組みを行った。</p> <p>○以上のように、十分な進歩が得られていると考える。</p>							

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
第4 財務内容に関する事項 通則法第2.9条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項について、経費による節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	○17年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執行等の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 なお、副作用用薬給付に不足を生ずることから、副作用用薬給付の支給件数の増加により、予算に不足を生じ、厚生労働大臣に対する17年度予算の変更届出手続きを行った。 ○短期借入金 なし
	第4 短期借入額の限度額 (1) 借入限度額 2 3億円 (2) 短期借り入れが想定される理由 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	第4 短期借入額の限度額 (1) 借入限度額 2 3億円 (2) 短期借り入れが想定される理由 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	○17年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執行等の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 なお、副作用用薬給付に不足を生じ、副作用用薬給付の支給件数の増加により、予算に不足を生じ、厚生労働大臣に対する17年度予算の変更届出手続きを行った。 ○短期借入金 なし
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	○重要な財産の譲渡等 なし
	第6 剰余金の用途 審査等勘定において、以下に示すことができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 ・副作用用薬給付、感染防除機器総合機関等(平成14年法律第192号)第31条第6項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	第6 剰余金の用途 審査等勘定において、以下に示すことができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 ・副作用用薬給付、感染防除機器総合機関等(平成14年法律第192号)第31条第6項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	○剰余金の用途 なし

評価の視点	自己評定	A		(理由及び特記事項)
		評定	B	
○予算、收支計画及び資金計画について、各費目に關して計画と実績との間に差異がある場合には、その発生理由が明らかにされ、かつ、合理的なものであるか。	<p>〇年度予算と実績との差異は次の理由について、勘定別では次のようにあります。 削除用敷地勘定の施出金収入において、収入増となつてある要因は、副用敷地勘定の施出金収入が見込みを上回ったものであります。 一般管理費のうち物件費による要因は、補助金による事務所借料の契約差額によるものであります。 感染教養勘定において、感染教養給付金の支出で不規が生じているのは、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるもの。 審査等勘定における収入において、手数料收入の減収は、GMP調査関係の申請見込みの減少が大きく、また、16年度以前の旧審査センター当時の滞りの処理に時間を要したこと等から、収入見込みを大幅に下回ったことによるもの。17年度機構に審査手数料として収納され、収益化し収入計上する額は、前受金として一旦処理され、審査終了後、収益化し収入計上する額は、前受金となる。 安全対策等拠出金の増額は、対象業者の出荷額が見込みを上回ったため。一方、支出では、人件費の差額は、予定していた増員の確保が困難であつたこと等によるもの。</p> <p>受託・貸付け勘定の受託業務収入の減少は、支出と運動しており、健康管理手当等給付金の支給人員の減少に運動したものの。 受託給付勘定の受託業務収入の減少も支出と運動しており、特別手当等給付金、調査研究事業費の支給人員が見込みを下回った結果の減少によるもの。</p> <p>このように差異に係る要因は、発生の理由が明らかにでき、全て合理的な理由に基づいたものとなるが、また、収支計画、資金計画の差異についても、予算計画を基に収支計画、資金計画が作成されているため、年度予算との実績との差異がそのまま反映されたものとなつてある。</p>	<p>○手数料收入の減収の理由は妥当なものであり、一時的現象にすぎず、計画的に運営と評価できる。</p> <p>○中期計画に概ね合致している。</p> <p>○算と決算と実績との差異の要因は明らかであり、問題はないが、審査業務では予算と決算で無視できない乖離がある。</p> <p>○予算の立て方に問題がある。</p> <p>○収支がわかりにくいで、正確に理解できたかどうか疑問であるが、補正してもなお、計画を上回った結果となつたとの印象をもつた。</p>		

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 17 年 度 計 画	平 成 17 年 度 の 業 務 の 実 績
第 5 その他の業務運営に関する重要事項 通則法第 2 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要な目標は、次のとおりとする。	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成 16 年厚生労働省令第 55 号)第 4 条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	(1) 人事に関する事項 ア・業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供するなどもに、個々の職員の意欲や能力により職員の意欲向上につながる人材育成制度を導入し、職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映する。 イ・業務の質の向上を図るために適切な能力開発を実施するなどもに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。また、このようないふるにより職員の意欲の向上を図ること。	(1) 人事に関する事項 ア・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映し、職員の意欲を行いつつ、人事評価制度の検討を行って試行を行った。 イ・業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供するなどもに、個々の職員の資質や能力に応じた研修の充実ために、人事評価制度の検討を行った。 ウ・業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供するなどもに、個々の職員の資質や能力に応じた研修を充実させたため、さらに検討を行う。
(1) 人事に関する事項 ア・職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するなどもに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。また、このようないふるにより職員の意欲の向上を図ること。	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成 16 年厚生労働省令第 55 号)第 4 条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	(1) 人事に関する事項 ア・職員の意欲向上につながる人材育成制度を導入し、職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映する。 イ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。	(1) 人事に関する事項 ア・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。 イ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理制度(平成 11 年厚生省令第 1.6 号)に関する調査(MP 調査)の海外における実施など平成 17 年度の改正調査事法の田舎滑な施行を確保するため、公募を中心とした改正調査事法の改正調査事法の円滑な施行を確保するため、適切な人員数を確保すること。また、本機構の中立性等に十分、配慮すること。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績																												
(参考2)	期末の常勤職員数 346人(上限) 中期目標期間の人件費総額 14,062百万円(見込) ただし、上記の額は、後員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び特聘外勤務手当に相当する範囲の費用である。	2) 事務系職員(公募1回) 応募者数 約70人 採用者数 2人 3) 営業(公募5回) 応募者数 約60人 採用者数 14人	この結果、17年度の公募により47名を確保したが、17年度末の人事異動において大幅な出向減等があつたため、18年4月1日の役員数は319人になった。会後、採用及び出向予定者が20人程度いたが、引き続き公募を中心には必要な分野の有能な人員の確保に努めることとしている。																												
			なお、公募等により確保した人員について、審査部門及び安全対策部門を中心に、人員の増強に当つており、審査部門については、目標管理制度の導入等大幅な業務の追加及び新たな業務が加わった現業部門の円滑な管理、業務調整を行つた。また、現業部門の旧機構と比べ、管理部門職員数の比率は低下し、効率的な運用を行つている。																												
			機器整備前(16.3) 総合機構																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>旧医療機構</th><th>旧審査センター</th><th>機器センター</th><th>16.4.1</th><th>17.4.1</th><th>18.4.1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員数</td><td>149</td><td>70</td><td>6</td><td>256</td><td>291</td><td>319</td></tr> <tr> <td>管理部門職員数</td><td>23</td><td>—</td><td>—</td><td>35</td><td>37</td><td>40</td></tr> <tr> <td>比率(%)</td><td>15.4</td><td>—</td><td>—</td><td>13.7</td><td>12.7</td><td>12.5</td></tr> </tbody> </table>		旧医療機構	旧審査センター	機器センター	16.4.1	17.4.1	18.4.1	役員数	149	70	6	256	291	319	管理部門職員数	23	—	—	35	37	40	比率(%)	15.4	—	—	13.7	12.7	12.5
	旧医療機構	旧審査センター	機器センター	16.4.1	17.4.1	18.4.1																									
役員数	149	70	6	256	291	319																									
管理部門職員数	23	—	—	35	37	40																									
比率(%)	15.4	—	—	13.7	12.7	12.5																									
			(注) 旧審査センター及び機器センターからの移管者は現業部門のみであり、管理部門はない。																												
			① 就業規則等において、誓約書の提出、守秘義務、製薬企業等の職能を有する者の業務の従事制限、再就職制限等の規定のほか、家庭が製薬企業等に在籍している者の業務の従事制限を新たに規定した。																												
			② 採用時の新任者研修における説明やグループウェアに掲載することにより、服務関係規定の周知を徹底した。																												
			③ 倫理規程の概要やQ&Aを作成し、職員に周知した。																												
			④ 一層の周知徹底を図るため、服務規律の内容をまとめた職員配布用のハンドブックを作成し、全職員に配布した。																												
			(2) セキュリティの確保																												
			・IDカードによる入退室管理システムの適正な運用を図るとともに、入退出管理システムをグローバル化した。																												
			○ 電子メールの暗号化によるセキュリティの向上を図るシステムについて、18年1月に、試行参加企業を募集し、実際の暗号化メールの送受信のため、準備を開始した。																												
			(2) セキュリティの確保																												
			・情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。																												
			(2) セキュリティの確保																												
			個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室設備を設置し、星夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど、内部管理体制を強化する。																												
			・情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。																												
			(2) セキュリティの確保																												
			個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。																												

評価の視点		(理由及び特記事項)	
自己評定	A	評 定	A
<p>○業務等の目標に応じた系統的な研修計画を策定し、当該計画に基づく研修が実施されているか。</p> <p>○職員の評価・目標達成状況が報酬や昇給・昇格に適切に反映されるような、人事評価制度を導入し、有効に機能しているか。</p> <p>○職員の専門性や業務の継続性を確保した適正な人事配置が行われているか。</p> <p>○平成17年度改正賃貸法の円滑な施行のため、専門性の高い有能な人材が、中立性等に配慮しつつ、公募を中心に行われているか。</p> <p>○製薬企業等との不適切な関係を疑われるなどがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の平成競争等に関する人事管理が行なわれているか。</p> <p>○事務室の入退室に係る管理体制が強化されているか。情報システムに係る情報セキュリティの確保が図られているか。</p>			
		<p>○「研修委員会」において定めた基本方針及び研修年度計画に従い、各々の職員の資質や能力に応じた系統的な研修を実施し、技術職員の資質や能力の向上に役立ったものと考える。</p> <p>○職員の評価制度等について検討を進め、人事評価制度の策定や評価基準・報酬制度について、検討を進め、人事評価制度については、17年10月から18年1月を取りまとめるとともに、評価制度を試行したほか、18年度に全職員を対象とした人事評価を行なうため、管理制度以外の職員を中心とした研修を実施した。</p> <p>○このように、19年度からの人事評価制度の導入に向けて、着実に準備を進めている。</p> <p>○職員の配置に当たっては、職員の知識経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由がある場合を除き短期間の異動は基本的に行わないこととした。</p> <p>○公募による職員採用に努め、17年度当初291人から18年度319人の職員数となりました。採用及び内定予定数が20人程度いるので、中期計画期末の公募等により確保した人員は、審査部門、安全管理機構よりも低く、管理部門の効率化を図っている。</p> <p>○新たに家族が製薬企業等に在職している者の業務の従事制限の規定を設けたほか、守秘義務、製薬企業等の離職を有する者の採用後、5年間の業務の従事制限、退職後、2年間の再就職制限等の規定について、採用時にこれらを遵守する誓約書を収容するとともに新任者研修における説明、内部掲示板等での周知徹底を図った。特に倫理規程についてはは概要&Aを配布して周知を図った。</p> <p>○事務室の入退室については、IDカードによる入退室管理制度の適正な運用管理を図ることとともに、入退室管理制度をグループウェアや新規者研修の場を活用して職員への周知徹底を図った。</p> <p>○電子メールによるセキュリティの向上を図るシステムについて、18年1月に、試行参加企業を募集し、実際の暗号化メールの送受信のため、準備を開始した。</p> <p>○以上のように、人事関係、セキュリティの確保について、十分な進捗があつたものと考える。</p>	
		<p>○研修は計画どおりに実施されている。人材については、ほぼ目標数を確保できる見込みとみられる。年度からである。</p> <p>○人員増と合理化の同時的努力が認められる。</p> <p>○優秀な人材の確保に積極的に取り組んだ。</p> <p>○中期計画に概ね合致している。</p> <p>○人材確保がまだ未達成であるが、見通しはついたようなので期待している。</p>	